

香川県子どもの貧困対策推進計画における  
指標の状況 及び 施策の実施状況について

令和元年8月

香 川 県

# 目 次

1	子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）	1
2	子どもの貧困に関する指標の状況	10
3	平成30年度子どもの貧困対策に係る施策実施状況	15
4	令和元年度子どもの貧困対策に係る関係事業	26

# 1 子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）

下線部は、記載を更新した箇所

## I 子どもの貧困に関する現状

### (1) 子どもの貧困率について

最新のデータに変更はありません。

#### 貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率(%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率(%)	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯の貧困率(%)	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が1人(%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上(%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線(万円)	137	130	127	125	122	122

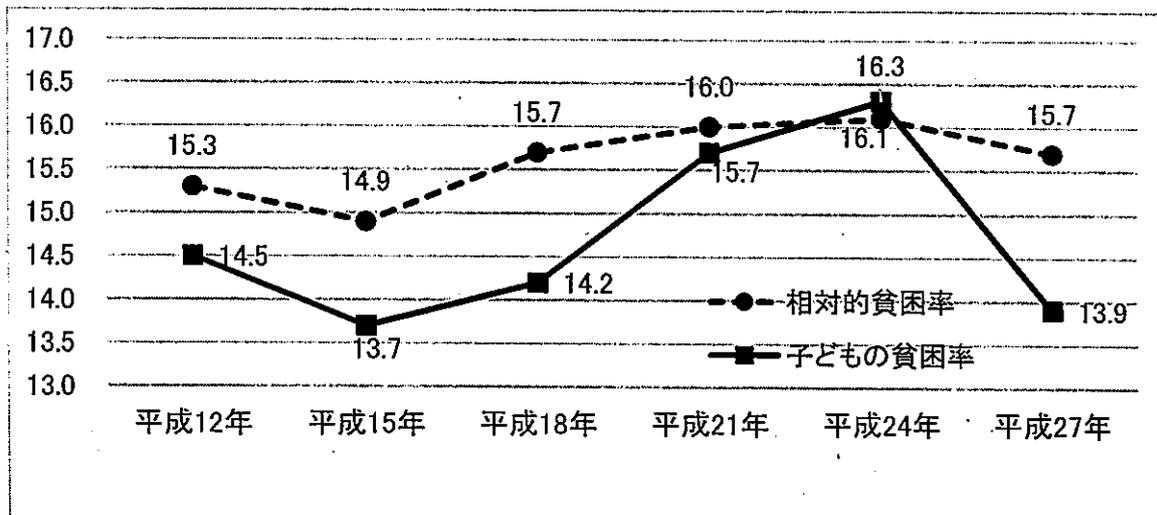
厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。

※子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。

※大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいう。

#### 貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

## (2) 生活保護世帯について

県内の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は平成 30 年度が 1,085 人です。香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は、平成 30 年度が 7.5%となっています。

### 被保護世帯数等の推移（香川県）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
被保護世帯数	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443	8,389	8,302	8,261	8,263	
被保護世帯人員(人)	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415	11,163	10,784	10,584	10,505	
保護率(%)	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64	11.42	11.09	10.94	10.92	
生活保護世帯における子どもの数(人)・割合(%)	0～5歳	438	427	408	369	346	311	254	252	224
	6～11歳	612	583	581	518	502	468	405	398	348
	12～14歳	413	407	351	352	286	307	259	250	256
	15～17歳	386	404	427	402	368	304	279	274	257
	合計	1,849	1,821	1,767	1,641	1,502	1,390	1,197	1,174	1,085
	割合	11.6	11.5	11.2	10.5	9.7	9.2	8.0	8.0	7.5

厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数および被保護世帯人員は、年度計を12で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

※保護率は、年度計を12で除したものを小数点以下第3位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの数は、各年7月末日現在の数値。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、10月1日現在の香川県全体の子どもの数（17歳以下の人数）。

※「%（パーセント）」は、千分率を表す単位。1% = 1/1000 = 0.1%

※下線部は、速報値

## (3) 社会的養護を要する児童について

保護者による適切な養護が受けられない場合は、児童養護施設等での養育となります。社会的養護を要する児童数は、過去数年は200人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は平成30年度が131人、里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は平成30年度が40人となっています。相談の内容は、虐待、家族環境が多くなっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入所(委託)措置児童数									
乳児院（人）	16	22	18	22	20	21	17	22	18
児童養護施設（人）	147	148	149	139	132	133	123	123	113
里親委託(人) (ファミリーホーム委託を含む)	31	33	34	39	43	41	42	44	40
計	194	203	201	200	195	195	182	189	171

※各年度3月末日現在

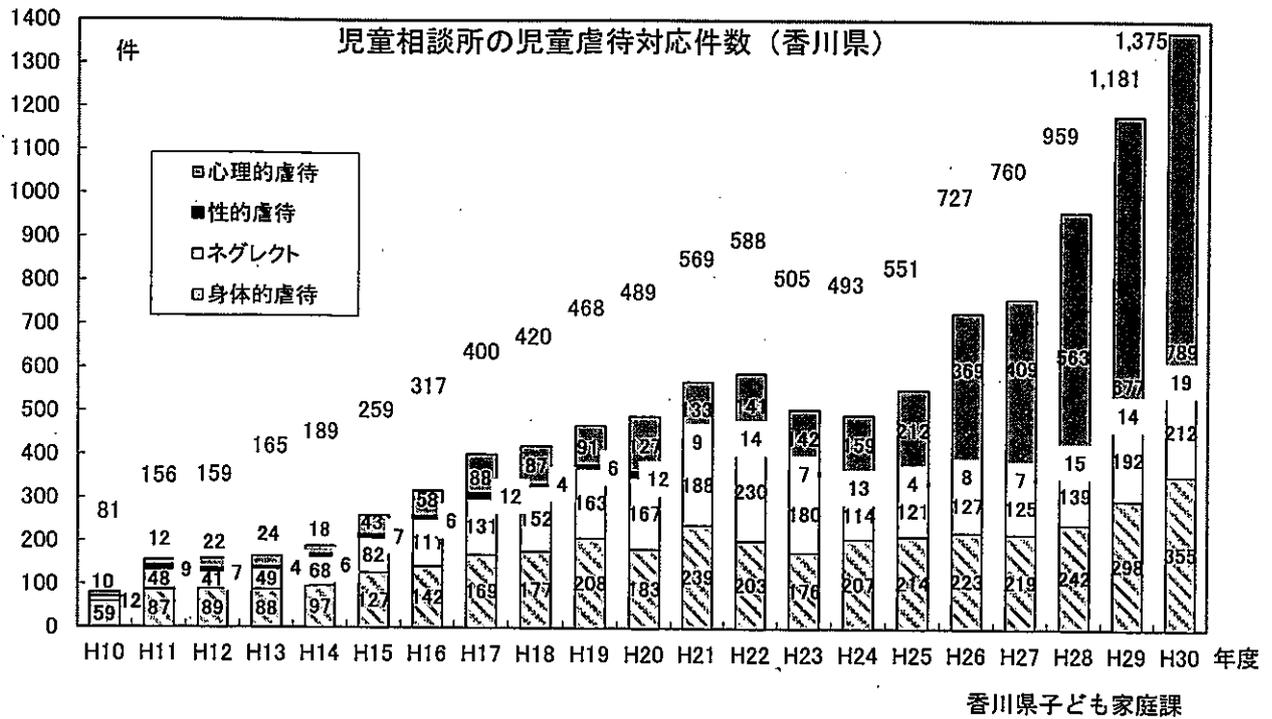
厚生労働省「福祉行政報告例」

養護相談の発生要因と対応状況（平成26年度～）

		保護者の家出	保護者の死亡	離婚	保護者の傷病	虐待	家族環境	その他	計
児童福祉施設 に入所(人)	H26年度			1	5	22	29		60
	H27年度		1		4	30	23		58
	H28年度		1			28	27		56
	H29年度				5	37	26	3	71
	H30年度	1	1		5	33	13	4	57
里親委託(人)	H26年度		3	1		3	8		15
	H27年度		1		1	1	2		5
	H28年度				1	4	4	1	10
	H29年度		1		3	4	8	3	19
	H30年度				1	4	7	2	14

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの

厚生労働省「福祉行政報告例」



（４）生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約99%となっており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約52%、就職率は約18%です。

生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、県全体と比べると高くなっていますが、大学等進学率は低く、また、就職率は高い割合となっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県（平成30年度）			全 国（平成29年度）		
	生活保護世帯	児童養護施設		生活保護世帯	児童養護施設	
中学校卒業後						
高等学校等進学率(%)	98.7	92.9	100.0	98.8	93.6	98.1
就職率(%)	0.4	2.4	0.0	0.2	1.3	1.1
高等学校等卒業後						
大学等進学率(%)	52.2	19.5	0.0	54.7	35.3	27.1
就職率(%)	18.3	68.3	100.0	17.6	47.9	67.2

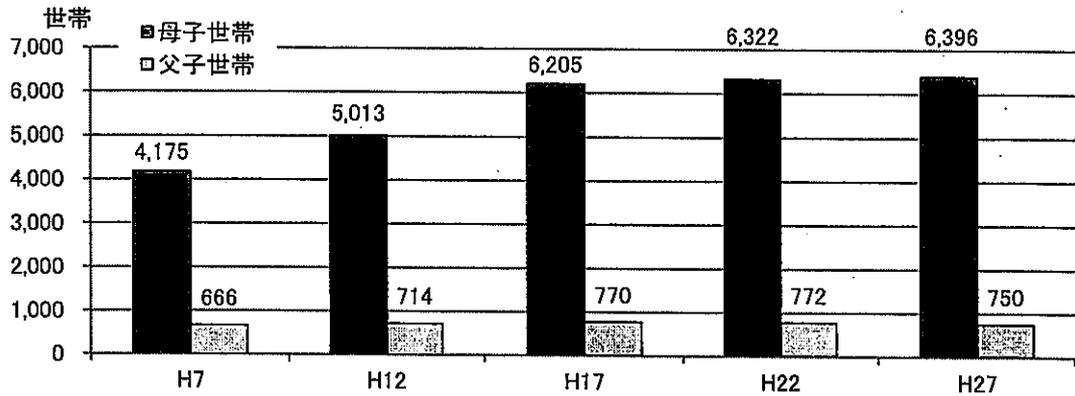
文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、香川県子ども家庭課

## (5) ひとり親家庭について

### ① ひとり親世帯数の推移

最新のデータに変更はありません。

#### ひとり親世帯数の推移（香川県）



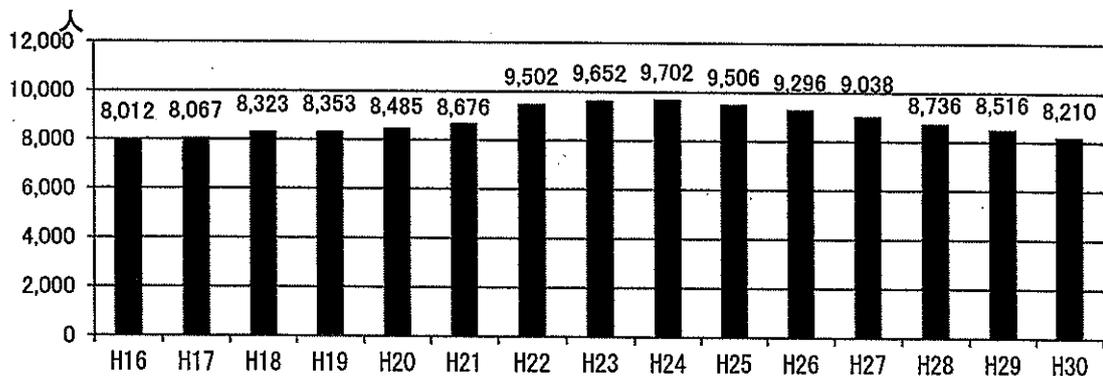
総務省「国勢調査」

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は、平成30年度では8,210人となっています。

#### 児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



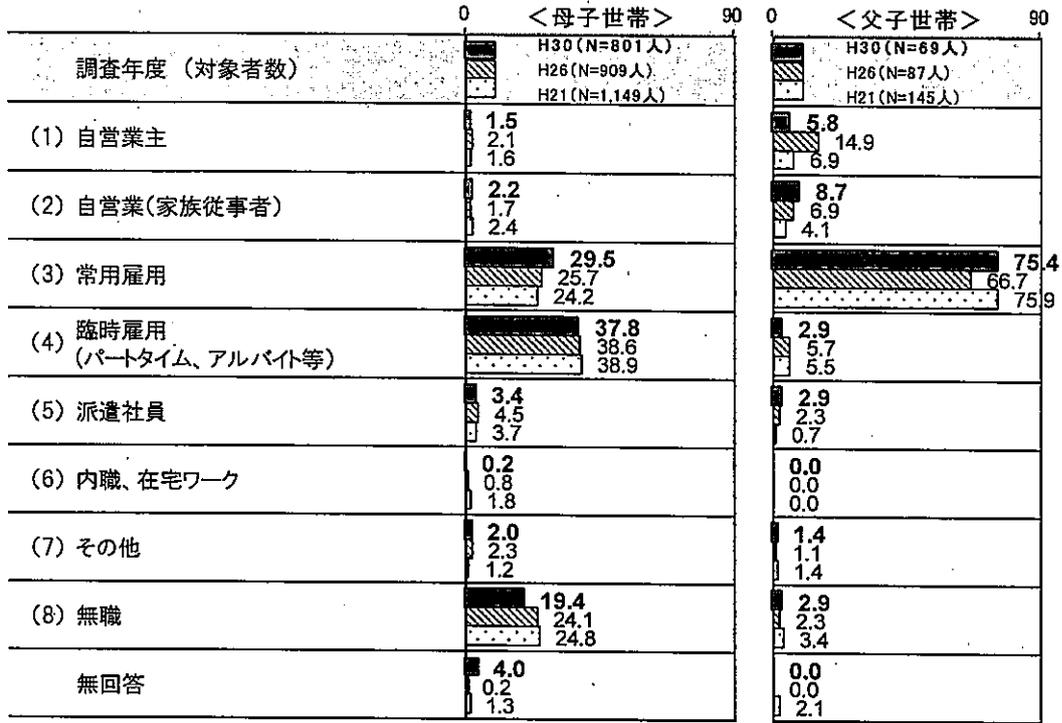
厚生労働省「福祉行政報告例」

※平成22年6月に児童扶養手当法が一部改正され、平成22年8月分から父子家庭にも支給開始。

③ ひとり親家庭の就業状況

母子世帯では「臨時雇用」(37.8%)が最も高く、次いで「常用雇用」(29.5%)で、前回、前々回とほぼ同じです。父子世帯では「常用雇用」(75.4%)が圧倒的に高く、前回より8.7%増加しています。

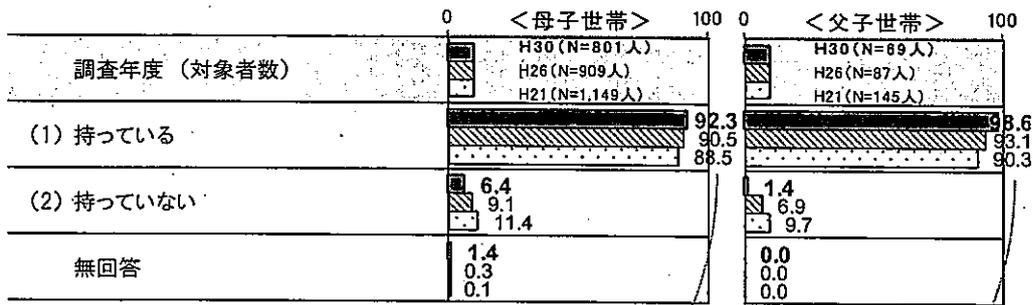
ひとり親家庭となった当時の就業形態 (香川県)



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成30年8月1日)

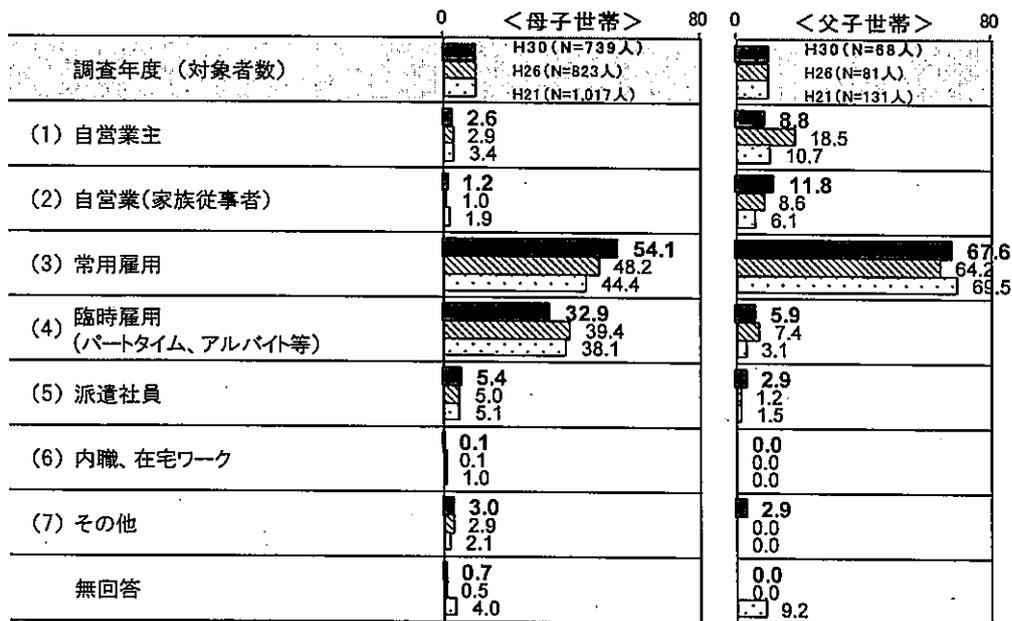
調査時点で仕事を持っている・持っていない（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成30年8月1日)

調査時点での就業形態（香川県）



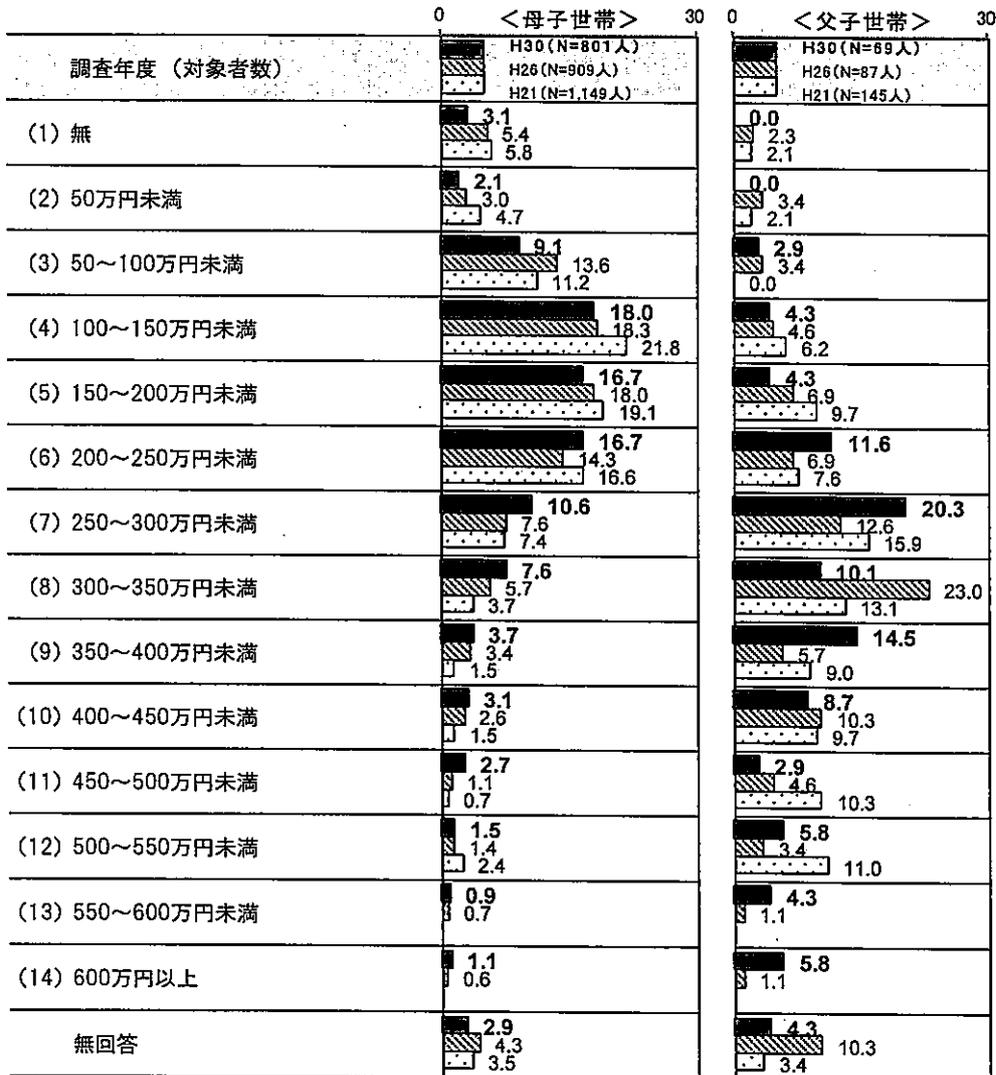
グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成30年8月1日)

④ ひとり親家庭の世帯収入

母子世帯では「100～150万円未満」(18.0%)が最も高く、次いで「150～200万円未満」「200～250万円未満」(ともに16.7%)となっており、200万円未満計で49.0%を占めています。父子世帯では「250～300万円未満」(20.3%)が最も高く、次いで「350～400万円未満」(14.5%)となっており、400万円未満計で68.0%を占めています。

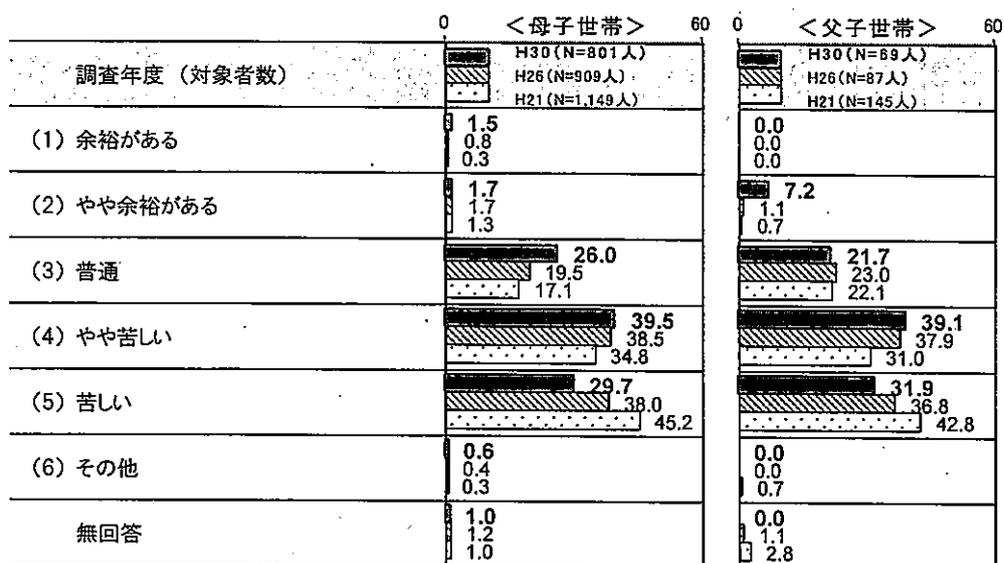
ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成30年8月1日)

## ひとり親家庭の生活状況



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成30年8月1日)

## (6) 就学援助を受けている子どもについて

就学援助を受けた児童生徒の数は、平成29年度は10,607人で全児童生徒数に占める割合は13.95%であり、平成20年度の11.42%から上昇しています。

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	9,474	9,943	10,304	10,637	10,783	10,818
	全国	1,436,161	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023	1,514,515
就学援助率(%)	香川県	11.42	11.97	12.55	13.00	13.31	13.50
	全国	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64	15.42

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	10,739	10,851	10,498	10,607
	全国	1,495,485	1,466,134	1,432,018	未公表
就学援助率(%)	香川県	13.58	13.88	13.64	13.95
	全国	15.39	15.23	15.04	未公表

文部科学省「就学援助実施状況調査」

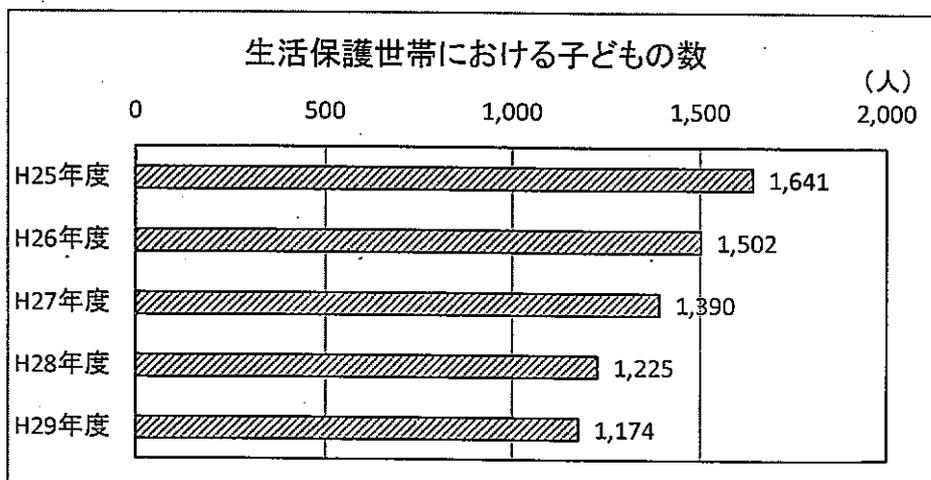
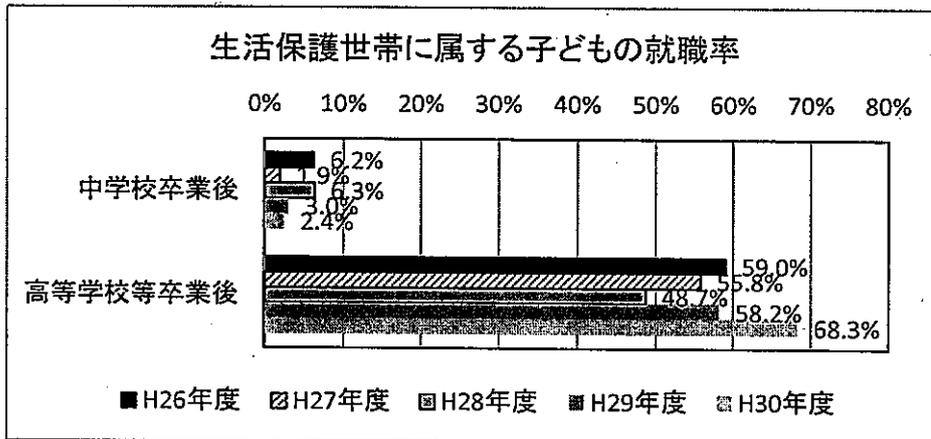
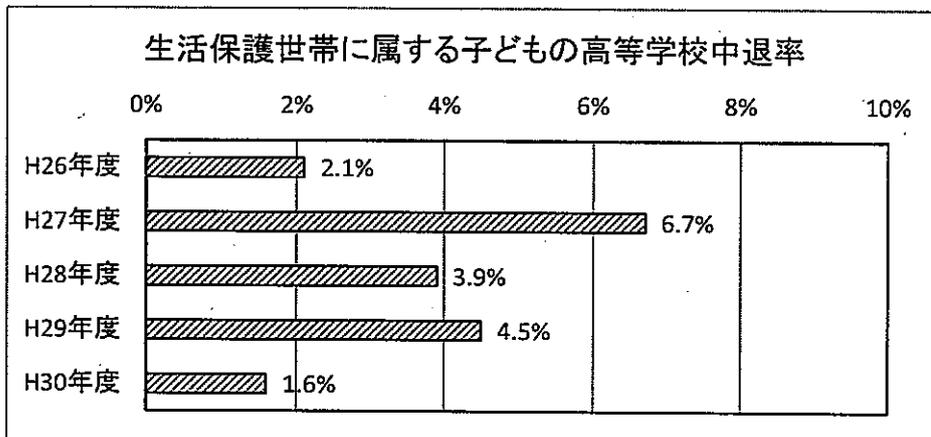
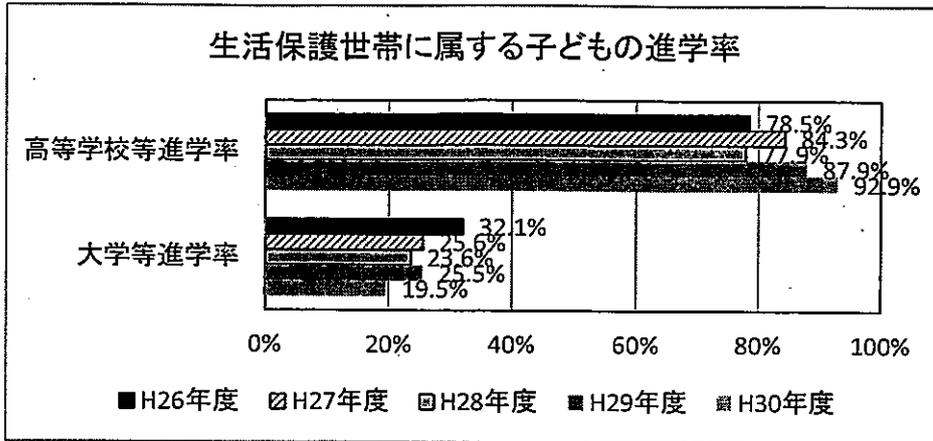
## 2 子どもの貧困に関する指標の状況

No.	指 標	香川県			(参考)全国		
		基準値 (H26年度)	H29年度	H30年度	基準値 (H26年度)	H29年度	H30年度
<b>(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標</b>							
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	78.5%	87.9%	92.9%	91.1%	93.6%	93.7%
	全日制	61.5%	58.6%	72.9%	66.3%	67.1%	67.2%
	定時制	3.1%	6.1%	2.4%	12.1%	10.9%	10.5%
	通信制	5.4%	10.2%	12.9%	5.2%	6.7%	7.3%
	中等教育学校後期課程	0.0%	1.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
	特別支援学校高等部	8.5%	11.1%	4.7%	5.9%	7.4%	7.1%
	高等専門学校	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.4%
	専修学校の高等課程	0.0%	1.0%	0.0%	0.9%	1.0%	0.9%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.1%	4.5%	1.6%	4.9%	4.1%	4.1%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.1%	25.5%	19.5%	31.7%	35.3%	36.0%
	大学等	21.8%	16.4%	17.1%	18.5%	19.0%	19.9%
	専修学校等	10.3%	9.1%	2.4%	13.2%	16.3%	16.1%
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	6.2%	3.0%	2.4%	2.0%	1.3%	1.5%
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	59.0%	58.2%	68.3%	43.6%	47.9%	46.6%
6	生活保護世帯における子どもの数	H25年度 1,641人	H28年度 1,225人	H29年度 1,174人	H25年度 277,704人	H28年度 237,249人	H29年度 未公表
	生活保護世帯における子どもの割合	H25年度 10.5%	H28年度 8.2%	H29年度 8.0%	H25年度 13.9%	H28年度 12.3%	H29年度 未公表
<b>(2) 児童養護施設の子どものに関する指標</b>							
7	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	87.5%	100.0%	100.0%	97.5%	98.1%	
	高等学校等	87.5%	100.0%	100.0%	96.0%	96.3%	
	専修学校等	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.8%	
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率	14.3%	37.5%	0.0%	24.0%	27.1%	
	大学等	14.3%	12.5%	0.0%	12.4%	14.2%	
	専修学校等	0.0%	25.0%	0.0%	11.6%	12.9%	
9	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後)	12.5%	0.0%	0.0%	1.5%	1.1%	
10	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	85.7%	62.5%	100.0%	70.4%	67.2%	
<b>(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標</b>							
11	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	90.5%		92.3%	H23年度 80.6%	H28年度 81.8%	
	常用雇用	48.2%		54.1%	H23年度 39.4%	H28年度 44.2%	
	臨時雇用	39.4%		32.9%	H23年度 47.4%	H28年度 43.8%	
※ 全国の常用雇用欄は、正規の職員・従業員数。 ※ 全国の臨時雇用欄は、パート・アルバイト等数。							

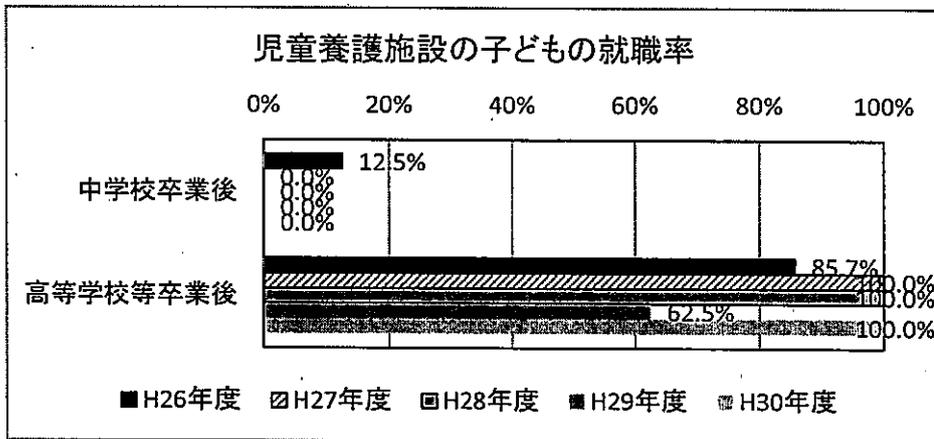
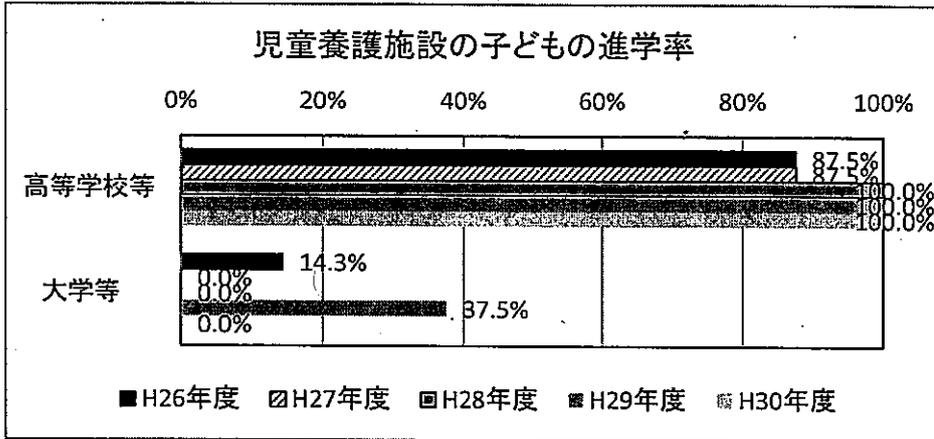
No	指 標	香川県			(参考)全国		
		基準値 (H26年度)	H29年度	H30年度	基準値 (H25年度)	H29年度	H30年度
12	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	93.1%		98.6%	H23年度 91.3%	H28年度 85.4%	
	常用雇用	64.2%		67.6%	H23年度 67.2%	H28年度 68.2%	
	臨時雇用	7.4%		5.9%	H23年度 8.0%	H28年度 6.4%	
	※ 全国の常用雇用欄は、正規の職員・従業員数。 ※ 全国の臨時雇用欄は、パート・アルバイト等数。						
13	児童扶養手当の受給資格者数	H25年度 9,506人	H28年度 8,736人	H29年度 8,516人	H25年度 1,073,790人	H28年度 975,596人	H29年度 973,188人
	児童扶養手当の受給児童数	H25年度 14,578人	H28年度 13,382人	H29年度 13,017人	H25年度 1,620,606人	H28年度 1,519,754人	H29年度 1,470,823人
	児童扶養手当の受給児童数の割合	H25年度 8.7%	H28年度 7.7%	H29年度 7.5%	H25年度 7.6%	H28年度 6.9%	H29年度 6.4%
	※ 児童数は、1世帯6人以上の児童がいる家庭は、6人として計算。						
(4) 就学支援に関する指標							
14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	29人	37人	39人	H25年度 1,008人	H28年度 1,779人	H29年度 2,041人
15	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	100.0%	100.0%	100.0%	H25年度 49.2%	H28年度 59.4%	H29年度 66.0%
16	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	100.0%	100.0%	100.0%	H25年度 85.9%	H28年度 88.4%	H29年度 89.6%
17	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	H25年度 27.8%	H28年度 33.3%	H29年度 39.0%	H25年度 61.9%	H28年度 75.3%	H29年度 77.9%
18	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	H25年度 55.6%	H28年度 61.1%	H29年度 67.0%	H25年度 61.0%	H28年度 73.1%	H29年度 75.4%
19	就学援助を受けている児童生徒の数 (※要保護及び準要保護児童生徒数)	H24年度 10,783人	H27年度 10,851人	H28年度 10,498人	H24年度 1,552,023人	H27年度 1,466,134人	H28年度 1,432,018人
	就学援助率	H24年度 13.31%	H27年度 13.88%	H28年度 13.64%	H24年度 15.64%	H27年度 15.23%	H28年度 15.04%

【参考】 子どもの貧困に関する指標の状況グラフ（香川県）

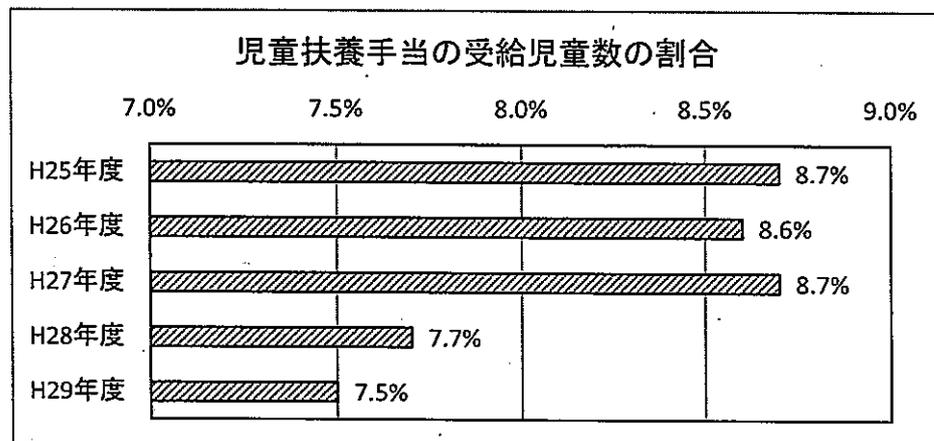
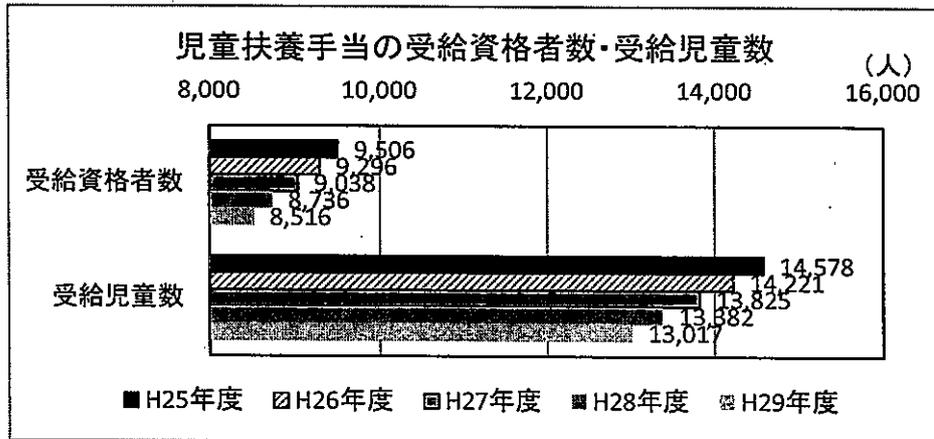
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標



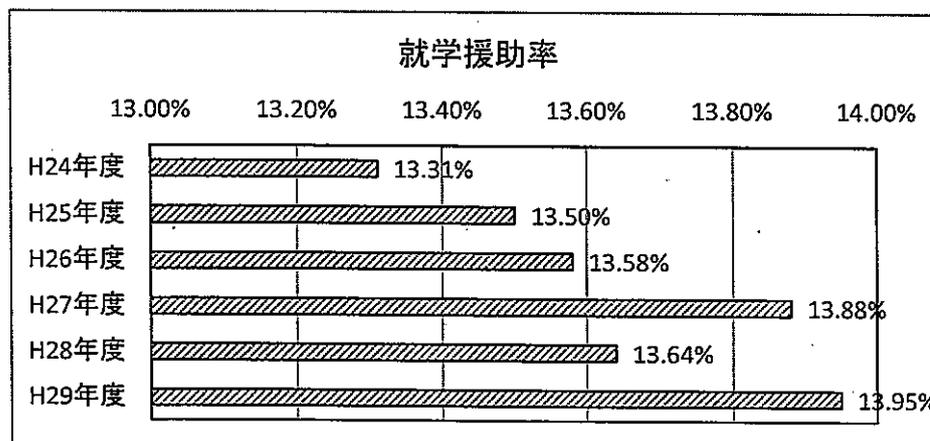
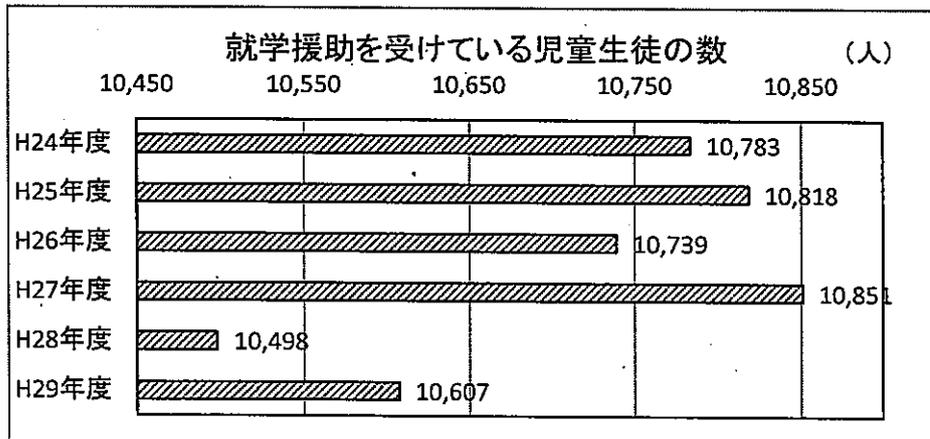
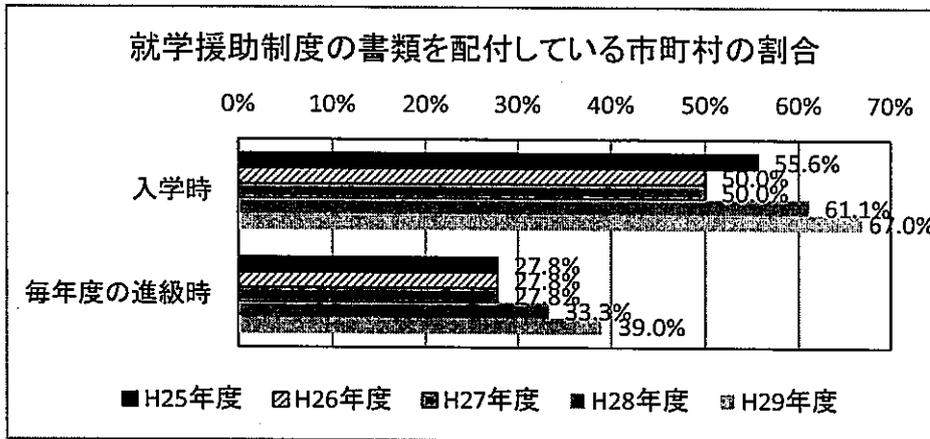
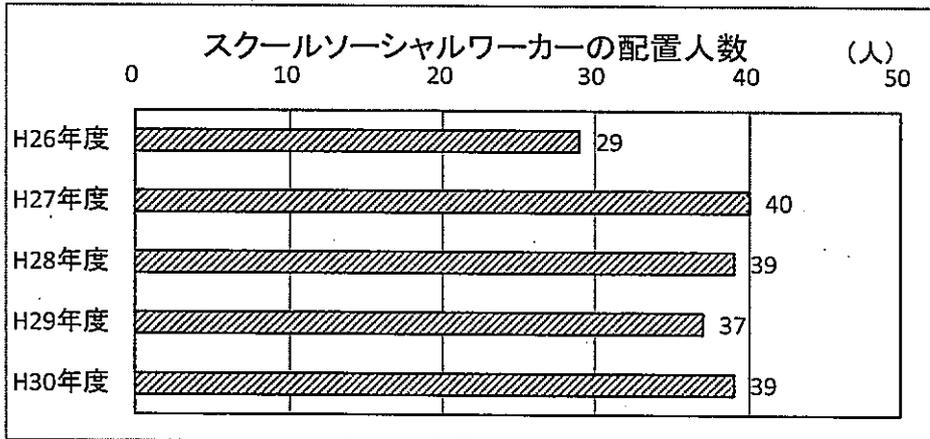
(2) 児童養護施設の子どもに関する指標



(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標



(4) 就学支援に関する指標



### 3 平成30年度子どもの貧困対策に係る施策実施状況

#### 1 教育の支援

主な事業名	事業の実施状況
<b>(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開</b>	
<b>① 学校教育による学力保障</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○香川型指導体制の推進</li> <li>○補習等のための指導員等派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数学級（小1～小4、中1）を実施</li> <li>→ 学校教育活动の一環として補習等を行うために地域人材を配置する市町の事業に対し、その経費の一部を補助</li> </ul>
<b>② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラー配置事業</li> <li>○スクールソーシャルワーカー活用事業</li> <li>○スクールソーシャルワーカー配置促進事業</li> <li>○私学特色教育チャレンジ支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小学校 157 校、中学校 66 校、県立高校 29 校、特別支援学校 8 校、私立中学・高校 10 校にスクールカウンセラーを配置</li> <li>→ 大学教員 2 名と学校支援アドバイザー 2 名を要請に応じて派遣</li> <li>・スクールソーシャルワーカーを 14 市町に 39 名配置</li> </ul>
<b>③ 地域による学習支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業</li> <li>○放課後子ども環境整備等事業</li> <li>○放課後子供教室推進事業</li> <li>○地域土曜スクール推進事業</li> <li>○地域学力向上・キャリア教育総合推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブを 8 市 7 町 277 か所で実施</li> <li>・放課後子供教室を 6 市 7 町で 89 教室実施</li> <li>→ 地域土曜スクールを 2 市で 14 活動実施</li> <li>・児童生徒対象の学習会や保護者会、読み聞かせの会等を実施し、子どもと保護者、教員の絆を強化</li> <li>・課題を有する県内 6 地域の中学校区で推進会議を開催し、学習会等を実施</li> </ul>
<b>④ 高等学校等における就学継続のための支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校中退等対策事業</li> <li>○私学特色教育チャレンジ支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置</li> <li>→ ジョブ・サポート・ティーチャー 9 人を兼務方式で 19 校に配置することで、公立高校の就職内定率は 99.5% と高い水準を維持</li> <li>・進路支援として、企業等で就業体験を行うインターンシップをすべての県立高校で実施、3 年生の</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
○子どもに対し学習の援助を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職希望者を対象に職場見学会を実施、173人が10社を訪問</li> <li>・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の高校生1人及びその保護者を対象に定期的に家庭訪問等を実施</li> </ul>
<b>(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3子以降保育料免除事業</li> <li>○実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等に入所する第3子以降未就学児の保育料を減免する市町に対し補助</li> <li>・低所得で生計が困難である保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助</li> <li>・幼稚園・小学校の教員と家庭に、幼児や児童との望ましいかわり方を啓発する啓発リーフレットを配布</li> </ul>
<b>(3)就学支援の充実</b>	
<b>①義務教育段階の就学支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童生徒援助費補助金</li> <li>○集団宿泊学習事業(要保護・準要保護生徒経費)</li> <li>○私立中学校授業料負担軽減事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町による要保護児童生徒の就学援助事業に対して国が補助</li> <li>・中学校集団宿泊学習に係る要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成</li> <li>・低所得世帯の私立中学生36人に対し、授業料の負担軽減等を実施</li> </ul>
<b>②奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等就学支援金交付事業</li> <li>○奨学のための給付金事業</li> <li>○高等学校等奨学金</li> <li>○県立高等学校授業料の減免制度</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助</li> <li>○特定私立高等学校生就学補助事業</li> <li>○東日本大震災等被災者授業料等免除事業</li> <li>○定時制通信制在学生修学資金貸付事業</li> <li>○定時制通信制教科書等給与事業</li> <li>○通信制在校生修学資金貸付事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金を高校生22,439人に支給</li> <li>・奨学のための給付金を高校生3,142人に支給</li> <li>・高等学校等奨学金事業により、1,002人の高校生等に貸付を実施</li> <li>・低所得世帯等の私立高校の授業料を減免する学校法人に対して補助金を支給</li> <li>・東日本大震災又は熊本地震で被災した生徒等が在学する私立学校設置者に対して、学納金免除相当額の補助金支給</li> <li>・定時制通信制在学生修学資金貸付事業により、23人の勤労青少年に修学資金を貸付、149人に教科書学習書を給与</li> <li>・四国労働金庫との協調により、教育資金24,330千円を融資</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
<b>③特別支援教育に関する支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラー派遣事業</li> <li>○特別支援教育就学奨励費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー5人を採用し、全ての特別支援学校に配置</li> <li>・特別支援教育就学奨励費により、就学のために必要な経費の一部を支給</li> </ul>
<b>(4)大学進学に対する教育機会の提供</b>	
<b>④大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学生等奨学金</li> <li>○奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業</li> <li>○専門学校生授業料等負担軽減事業</li> <li>○保育学生修学支援事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> <li>○生活福祉資金貸付事業</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・339人に対し香川県大学生等奨学金貸付実施、令和元年度に大学等への進学を予定している82人を採用候補者として決定</li> <li>・日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者として96名を認定</li> <li>・65人を日本学生支援機構の無利子奨学金の返還支援対象者として決定</li> <li>・経済的に修学困難な専門学校生15人に対し、経済的支援等を実施</li> <li>・保育学生修学資金の貸付を実施</li> <li>・四国労働金庫との協調により、教育資金24,330千円を融資【再掲】</li> <li>・香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用支援、周知</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金40,320千円の貸付を実施</li> </ul>
<b>(5)生活困窮世帯等への学習支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（教育扶助）</li> <li>○子どもに対し学習の援助を行う事業</li> <li>○生活保護費（生業扶助）</li> <li>○児童保護措置費</li> <li>○ひとり親家庭学習支援員派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施</li> <li>・生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生10人に対し、学校の勉強の復習の機会を提供するとともに、希望する中学生など4人及びその保護者を対象に、高校進学に向けた相談のための家庭訪問等を実施</li> <li>・生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施</li> <li>・児童養護施設などに措置・委託した児童に対して、教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等を公費負担</li> <li>・ひとり親家庭の児童12人を対象に、ボランティアを派遣し、学習支援</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
-------	---------

**(6)その他の教育支援**

**①子どもの食事・栄養状態の確保**

- |                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| ○生活保護費（教育扶助）       | ・生活保護受給者に対し、学校給食費などの教育扶助を実施【再掲】 |
| ○保育所、児童福祉施設への指導・監査 | → ・施設の監査や研修会等を通じて食育の指導・助言を実施    |

**②多様な体験活動の機会の提供**

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ○放課後児童健全育成事業    | ・放課後児童クラブを8市7町277か所で実施【再掲】      |
| ○放課後子ども環境整備等事業  | ・放課後子供教室を6市7町で89教室実施【再掲】        |
| ○放課後子供教室推進事業    | → ・地域土曜スクールを2市で14活動実施【再掲】       |
| ○地域土曜スクール推進事業   | ・児童養護施設において月に1回スポーツ指導者を招き、指導を実施 |
| ○児童保護措置費特別指導費加算 |                                 |

**II 生活の支援**

主な事業名	事業の実施状況
-------	---------

**(1)保護者の生活支援**

**①保護者の自立支援**

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ○子育て電話相談等、各種教育相談の実施 | ・妊娠出産サポート事業による夜間・休日の電話、来所相談 640 件                                  |
| ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 | ・教育センターにおける子育て電話相談 1,439 件、来所相談 902 件を実施                           |
| ○生活保護費              | ・生活保護受給者に対し、必要な生活保護を実施   |
| ○生活困窮者自立相談支援事業      | → ・生活困窮者からの各種相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し継続的な支援を実施 |
| ○生活困窮者家計改善支援事業      | ・生活困窮者が希望する場合、家計の状況を明らかにして家計管理の力を高めるための家計改善支援事業等を実施                |
| ○ひとり親家庭等日常生活支援事業    | ・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金 9,527 千円を支給                               |

主な事業名	事業の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談 1,596 件</li> <li>・四国労働金庫との協調により、育児資金 1,840 千円を融資</li> <li>・マザーズコーナー利用者に対して、各市町と連携し、保育所情報の提供に係る相談を実施</li> </ul>
②保育等の確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所運営費</li> <li>○保育所緊急整備事業</li> <li>○認定こども園整備事業</li> <li>○認可保育施設等移行支援事業</li> <li>○保育士人材確保事業</li> <li>○病児・病後児保育事業（運営費） →</li> <li>○市町子育て支援事業</li> <li>○保育士人材バンク事業</li> <li>○保育学生修学支援事業</li> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○保育サービス利用者支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の増加及び保育士の採用等に取り組むことにより、保育所入所児童の受入れ体制を整備し、待機児童の解消を図った2市に対して補助</li> <li>・私立保育所の施設整備等を補助する1市町1か所に対して補助</li> <li>・延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施する市町に対し補助</li> <li>・保育士人材バンクを活用して就労意欲がある潜在保育士に保育所求人情報を提供・斡旋するとともに、保育所就職相談会を開催し保育士等の就職を支援</li> <li>・地域子育て支援拠点を設置する8市8町に対して補助</li> <li>・待機児童の保護者が、一時預かり事業及びファミリー・サポート・センター事業を利用する場合に、その利用料の一部を補助する市町に補助</li> </ul>
③保護者の健康確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>○女性の健康相談、妊娠・不妊相談 →</li> <li>○生活保護費（医療扶助）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭訪問事業を実施している市町に対し、補助</li> <li>・県内の保健所にて、保健師等による個別相談を実施</li> <li>・生活保護受給者に対し、医療扶助を実施</li> </ul>
④母子生活支援施設等の活用	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子生活支援施設・助産施設措置費負担金 →</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援</li> </ul>

主な事業名

事業の実施状況

(2)子どもの生活支援

①児童福祉施設等の退所児童等の支援

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童保護措置費（処遇改善費）</li> <li>○巣立ちサポート事業</li> <li>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業</li> <li>○児童保護措置費（身元保証人確保対策事業）</li> <li>○児童養護施設退所児童等アフターケア事業</li> <li>○週末ファミリー事業</li> </ul> | → | <ul style="list-style-type: none"> <li>・巣立ちサポート事業により、児童福祉施設等を退所する児童等6人に対し、普通自動車免許を取得する際の費用を補助</li> <li>・児童養護施設等退所後に、就学又は就労する児童に対し、生活費や家賃などの自立生活に必要な資金の貸付けを行う。</li> <li>・支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等退所児童が退所後に、安定した自立生活を継続できるよう、関係機関と連携しながら支援を行う。</li> </ul> |
|---|---|---|

②食育の推進に関する支援

- |                    |   |                                |
|--------------------|---|--------------------------------|
| ○保育所、児童福祉施設への指導・監査 | → | ・施設の監査や研修会等を通じて食育の指導・助言を実施【再掲】 |
|--------------------|---|--------------------------------|

③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業</li> <li>○放課後子ども環境整備等事業</li> <li>○放課後子供教室推進事業</li> <li>○地域土曜スクール推進事業</li> <li>○一時預かり事業</li> <li>○病児・病後児保育利用料無料化事業</li> <li>○保育サービス利用者支援事業</li> <li>○子ども・若者孤立化防止支援事業</li> </ul> | → | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブを8市7町277か所で実施【再掲】</li> <li>・放課後子供教室を6市7町で89教室実施【再掲】</li> <li>・地域土曜スクールを2市で14活動実施【再掲】</li> <li>・待機児童の保護者が、一時預かり事業及びファミリー・サポート・センター事業を利用する場合に、その利用料の一部を補助する市町に補助【再掲】</li> <li>・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が気軽に集うことができる居場所づくりを行う3団体に対して補助。</li> </ul> |
|--|---|---|

(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

①関係機関の連携

- |                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| ○みんなで子どもを育てる県民運動活性化推進事業 | → | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民運動推進大会や内閣府と共催で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催</li> <li>・教育センターでは、連携して教育相談活動に取り組めるよう、関係部署との連絡網を作成、他機関</li> </ul> |
|-------------------------|---|--|

主な事業名	事業の実施状況
○地域ネットワーク強化推進事業 ○子どもの未来応援事業	が主催する連絡会に出席 ・住居関係施策を行う機関やハローワーク等、関係機関と連携を図り、生活困窮者への相談・支援を実施 ・香川県子ども・若者支援地域協議会を設立するとともに、子ども・若者育成支援者研修会を開催し、家庭や地域、学校、行政、子ども・若者に関わる機関等のネットワーク強化を図った。 ・関係者間の協力関係を幅広くつなぐコーディネーターを県に配置するとともに、市町において支援体制の要となる人材の養成や資質向上のための研修を実施
<b>(4)子どもの就労支援</b>	
<b>①ひとり親家庭の子どもや児童養育施設等の退所児童等に対する就労支援</b>	
○児童保護措置費(身元保証人確保対策事業) ○巣立ちサポート事業	→ ・巣立ちサポート事業により、児童福祉施設等を退所する児童等6人に対し、普通自動車免許を取得する際の費用を補助【再掲】
<b>②親の支援のない子ども等への就労支援</b>	
○若者の自立のための就労応援事業	→ ・「地域若者サポートステーション」と連携、各種セミナーやジョブトレーニング等を通じて64人の進路が決定
<b>③定時制高校に通学する子どもの就労支援</b>	
○定時制高校に通学する子どもの就労支援	→ ・定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援を実施
<b>④高校中退者等への就労支援</b>	
○若者の自立のための就労応援事業	→ ・「地域若者サポートステーション」と連携、各種セミナーやジョブトレーニング等を通じて64人の進路が決定【再掲】
<b>(5)支援する人員の確保等</b>	
<b>①社会的養育施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</b>	
○子ども女性相談センターの体制強化 ○児童虐待相談機能強化事業	→ ・対応困難な事案への的確・迅速な対応のため、子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターに警察官OBを各1人配置 ・一時保護時の学習支援や児童虐待・非行等に関する学校との連携強化を図るため一時保護所に教員OBを1人配置

主な事業名	事業の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所体制強化インフラ整備事業</li> <li>○児童相談所の体制強化</li> <li>○児童保護措置費(里親賠償責任保険負担金)</li> <li>○里親機能強化事業</li> <li>○未成年後見人支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に高度な判断を要する事案への対応のため、非常勤嘱託弁護士を1人配置</li> <li>・児童虐待に関する相談及び問題事案の複雑化に適切に対応するため、児童相談所システム及びテレビ会議システムの運用により、要保護児童に迅速かつ適切な支援を実施する。</li> <li>・児童福祉司等に対する法定研修を実施</li> <li>・法定の養育里親研修等を実施、相談や里親サロンの充実</li> </ul>
<b>②相談職員の資質向上</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころのしごと事業</li> <li>○私学特色教育チャレンジ支援事業（教職員研修費補助）</li> <li>○民生委員・児童委員研修等事業</li> <li>○現任保育士資質向上対策事業</li> <li>○放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業</li> <li>○地域子育て支援人材養成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員に対して研修を実施</li> <li>・児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等を開催</li> <li>・研修会等の実施を通して児童相談所と学校や医療現場等の心理職が連携</li> <li>・民生委員・児童委員に対し、「単位民児協会長研修会」、「主任児童委員研修会」、「ブロック別民生委員児童委員研修会」等を実施</li> <li>・保育士養成施設や関係団体等が連携・協力して、現任保育士を対象とした研修を実施</li> <li>・巡回相談等により、特別な支援を必要とする子どもへの指導員の対応能力を向上</li> <li>・放課後児童クラブで児童を支援する放課後児童支援員等、地域子ども・子育て支援事業を支える人材を養成</li> </ul>
<b>(6)その他の生活支援</b>	
<b>①妊娠期からの切れ目のない支援等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠出産サポート事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・妊娠出産サポート事業による夜間・休日の電話、来所相談 640 件【再掲】</li> </ul>
<b>②住宅支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（住宅扶助）</li> <li>○生活困窮者住居確保給付金交付事業</li> <li>○県営住宅管理事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対する住宅扶助を実施</li> <li>・生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金の支給を実施</li> <li>→ ・県営住宅の入居にあたり、ひとり親世帯、小さな子どもがいる世帯、多子世帯について、優先的な入居を実施 小さな子どもがいる世帯について、収入要件緩和</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親世帯について、所得控除により低廉な家賃を設定 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金 40,320 千円の貸付を実施【再掲】

### III 保護者に対する就労支援

主な事業名	事業の実施状況
-------	---------

#### ①親の就労支援

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ○生活保護費（生業扶助）        | ・意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対し就労活動促進費などを支給、就労に向けた情報提供・助言を実施  |
| ○被保護者就労準備支援事業       |  |
| ○生活困窮者就労準備支援事業      | ・生活困窮者からの各種相談に応じるとともに、日常生活自立に関する支援やコミュニケーション能力形成等への支援などを実施   |
| ○生活困窮者自立相談支援事業      | ・生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における支援により、支援対象者 545 人のうち 431 人が就職  |
| ○被保護者就労支援事業         | ・生活保護受給者を対象に就労支援員による就労支援を実施  |
| ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 | ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業支援セミナーを開催、就業支援講習会（介護職員初任者研修講習会、パソコン講習会）を実施【再掲】  |
| ○ひとり親家庭等自立支援給付金事業   | →  |
| ○生活・就労総合相談支援事業      | ・働き方改革推進アドバイザーを県内の中小企業に派遣、一般事業主行動計画の策定や子育て行動計画策定企業認証マーク取得の働きかけ等を実施   |
| ○労働相談事業             | ・民間教育訓練機関を活用した委託職業訓練の中で母子家庭の母等の未就職者向けの特別定員枠（介護初任者科、OA医療事務科、OA経理事務科で計 20 人）を設けるとともに、一部のコースに託児サービスを付加して職業訓練を実施 |
| ○働き方改革推進アドバイザー事業    |  |
| ○再就職促進訓練事業          |  |

#### ②親の学び直しの支援

- |               |  |
|---------------|--|
| ○高等技術学校運営管理事業 | →  |
| ○緊急再就職促進訓練事業  | ・高等技術学校における施設内訓練の他、民間教育訓練機関等に委託して、再就職に必要な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施 |

主な事業名	事業の実施状況
○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金 9,527 千円を支給【再掲】</li> <li>・高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の親に対し、入学・就職準備金の貸付を実施</li> </ul>

#### IV 経済的支援

主な事業名	事業の実施状況
<b>①児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当給付事業</li> <li>○児童扶養手当支給事業</li> <li>○生活保護費</li> <li>○生活福祉資金貸付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担</li> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を給付</li> <li>・生活保護受給者に対し、必要な生活保護を実施【再掲】</li> <li>・香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用支援、周知【再掲】</li> </ul>
<b>②ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討</b>	
○ひとり親家庭等実態調査	→ ・県内のひとり親家庭の生活実態調査を平成 30 年度に実施
<b>③母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援</b>	
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	→ ・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金 40,320 千円の貸付を実施【再掲】
<b>④養育費の確保に関する支援</b>	
○母子家庭等就業・自立支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭のしおりを配布し、養育費確保のための情報提供を実施</li> <li>・母子・父子自立支援員が養育費などに関する研修に参加</li> <li>→ ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問題の特別相談を実施</li> </ul>

主な事業名

事業の実施状況

⑤医療費の助成など

- 生活保護費（医療扶助）
- ひとり親家庭等医療費支給事業
- 乳幼児医療費支給事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療支援事業

- ・生活保護受給者に対し、医療扶助を実施【再掲】
- ・ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給
- ・就学前の乳幼児医療費について、助成を行う市町に対し、補助を実施
- ・未熟児養育医療給付事業を行う市町に対し、補助を実施
- ・小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成

## 4 令和元年度子どもの貧困対策に係る関係事業

### I 教育の支援

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開</b>					
<b>① 学校教育による学力保障</b>					
香川型指導体制の推進	学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、少人数指導、少人数学級、学力向上基盤形成の3つの柱からなる指導体制を推進する。	-	-	香川型指導体制は、少人数指導、少人数学級、学力向上基盤形成を柱とした、すべての児童生徒の学力向上に向けた取組みの総称であるため、予算額の算定は困難 【少人数学級】 H27～：小1～4、中1	義務教育課
補習等のための指導員等派遣事業	市町において、学力向上を目的とした学校教育活動の一環として補習等を行うため、多様な地域人材を配置する事業を行う場合において、その経費の一部を補助する。	11,229	12,290		義務教育課
<b>② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携</b>					
スクールカウンセラー配置事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとしてすべての小中学校に配置する。	121,284	121,396	11学級以下の小学校への配置時間を拡充	義務教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	問題行動発生時、学校からの要請に応じ学校の支援を行う。通常は、学校の巡回指導を行ったり、教員研修の指導・助言を行う。	4,106	3,938		義務教育課
スクールソーシャルワーカー配置促進事業	市町がSSWを派遣する経費の一部を補助する。	29,715	31,236	市町の増配置要望を受けて拡充	義務教育課
私学特色教育チャレンジ支援事業(教育相談体制の整備に対する補助)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して教育相談体制の整備を行っている学校に対して補助する。	11,700	9,900		総務学事課
<b>③ 地域による学習支援</b>					
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	485,909	501,429		子ども家庭課
放課後子ども環境整備等事業	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び病児保育施設の実施施設を整備する場合に補助する。	130,000	77,465		子ども家庭課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
放課後子供教室推進事業	子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	28,756	26,486		生涯学習・文化財課
地域土曜スクールモデル事業	土曜日の子どもたちの活動を充実させるため、地域人材を活用して、多様な学習や体験活動の機会を提供する。	1,212	1,224		生涯学習・文化財課
地域学力向上・キャリア教育総合推進事業	教育課題を有する中学校区を対象に、親子読み聞かせ会や高校見学会などを開催し、学校、家庭、地域社会連携のもと、人権尊重の精神を高めながら教育上の総合的な取組を推進し、児童生徒の学力向上・キャリア教育並びに進路指導の充実を図る。	4,300	4,300	事業内容にキャリア教育並びに学生ボランティアの活用推進等を新規に取り入れ拡充(平成30年度以降)	人権・同和教育課

④ 高等学校等における就学継続のための支援

高校中退等対策事業 (スクールカウンセラー活用事業)	生徒の問題行動等に対応するため、生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の問題行動等の解決を図る。	28,089	27,849		高校教育課
高校中退等対策事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	家庭状況や精神面などに課題があり支援を必要とする生徒に対して、個別支援や家庭、関係機関との連携を行い、早期に課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を行う。	12,278	12,341		高校教育課
私学特色教育チャレンジ支援事業(著名人、卒業生等による講演等に対する補助)	生徒の学習意欲を引き出したり、将来どのような仕事をしたいか等についての目的意識を持たせるため、卒業生や著名人等による講演、セミナー等を実施する学校に対して補助する。	5,700	6,200		総務学事課
子どもに対し学習の援助を行う事業(の一部)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援を実施する。	11,929	12,038	予算額は総額	健康福祉総務課

② 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上

第3子以降保育料免除事業	多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免する。	285,763	214,568	対象児童を3歳未満児から就学前までに拡充(平成28年度以降)	子ども家庭課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者の子どもが、保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。	644	644		子ども家庭課
新 私立幼稚園保育料等無償化事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育料等の無償化を図る。	-	110,300	令和元年度新規	総務学事課

③ 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
要保護児童生徒援助費補助金	市町が経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助する。	-	-	国の事業	義務教育課
集団宿泊学習事業 要保護・準要保護生徒経費	集団宿泊学習事業に参加した要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成する。	4,370	4,035		義務教育課
私立中学校授業料負担軽減事業	低所得世帯の私立中学生の授業料に対して助成するとともに、実態把握のための調査を行う。	17,178	17,144		総務学事課
<b>② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減</b>					
高等学校等就学支援金交付事業	公立高校生に対して、授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図る。	1,950,766	1,910,185	受給対象者数の減	高校教育課
奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。	217,506	209,537	受給対象者数の減	高校教育課
高等学校等奨学金	経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。	380,900	370,805		高校教育課
県立高等学校授業料の減免制度	学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の全額を免除する。	-	-	予算額の算定困難	高校教育課
私立高等学校授業料軽減補助	低所得階層の生徒の授業料を減免した学校法人に対して補助する。	129,346	130,318		総務学事課
高等学校等就学支援金交付事業	私立高校生等のいる世帯に対して国公立高校の授業料相当額(低所得世帯に対しては増額)を助成する。	1,069,821	1,072,776		総務学事課
特定私立高等学校生就学補助事業	高等学校等就学支援金が支給されない私立高等学校生に対して就学支援金相当額を補助する。	594	594		総務学事課
奨学のための給付金事業	生活保護世帯等低所得世帯の教育費負担軽減を図るため、当該世帯に対し奨学のための給付金を支給する。	110,193	109,697	第1子単価の増 89,000→98,500円	総務学事課
東日本大震災被災者授業料等免除事業	東日本大震災の被災者が県内の私立学校に転入学(園)した場合に、その生徒の学納金の支払いを免除した学校法人に対して補助する。	1,992	1,990		総務学事課
定時制通信制在学学生修学資金貸付事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	3,864	4,368		高校教育課
定時制通信制教科書等給与事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、教科書学習書を給与する。	1,415	1,142		高校教育課
通信制在校生修学資金貸付事業	高等学校の通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	1,008	1,008		総務学事課
香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	410,000	410,000		労働政策課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>③ 特別支援教育に関する支援の充実</b>					
スクールカウンセラー派遣事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして特別支援学校に配置する。	2,330	2,333		特別支援教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を負担(補助)する。	170,132	160,483		特別支援教育課
<b>(4) 大学進学に対する教育機会の提供</b>					
<b>① 大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実</b>					
大学生等奨学金	意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生等に対し、奨学金を貸し付けることにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保を図る。	246,918	241,896	・予算額は貸付額(事務費は含まず)	政策課
奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業	意欲や能力が高く、経済的な理由により修学することが困難な大学生等で、卒業後は県内に定住・就業し、かつ地域の中核的企業を担う人材と成り得る者を支援するため、日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)が優先的に貸与されるよう推薦を行うとともに、卒業後の県内での定住・就業等の条件を満たした場合、第一種奨学金返還時にその返還額の一部支援を行う。	1,089	1,104	・事務費のみ ・実際の返還支援金(H32年度以降執行予定)については、所要額の一部を基金に積立て	政策課
専門学校生授業料等負担軽減事業	経済的理由により修学困難な私立専門学校生への授業料等の一部を支援する。	2,547	2,832		総務学事課
保育学生修学支援事業	保育士人材の確保を積極的に推進することにより子育て支援の充実を図るため、県内の指定保育士養成施設に入学した県内在住者(低所得家庭を優先)を対象者とし、無利子で修学資金の貸付を行う。	3,825	4,190	H29～R元年度分国の補助金はH28年度に県社協に一括交付しているため、H29以降の当初予算では県費補助金のみ計上	子ども家庭課
香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	410,000	410,000		労働政策課
生活福祉資金貸付事業	実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図る。	9,042	8,919		健康福祉総務課
生活保護費(進学準備給付金)	生活保護受給世帯の子どものうち、高等学校等を卒業し、大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるものに対し、進学準備給付金を支給する。	-	2,235,492	令和元年度新規予算額は総額	健康福祉総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。	84,500	104,426		子ども家庭課

	事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(5) 生活困窮世帯等への学習支援</b>						
	生活保護費(教育扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
	子どもに対し学習の援助を行う事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、学習の支援等を行う。	11,929	12,038	予算額は総額	健康福祉総務課
	生活保護費(生業扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
	児童保護措置費	社会的養護の推進のため、児童養護施設等に対し運営費等を支給し、また、施設に入所している児童の生活のために生活費や学用品費、医療費等の支給を行う。	1,263,948	1,233,562		子ども家庭課
	ひとり親家庭学習支援員派遣事業	ひとり親家庭の児童等の学習を支援し、児童等から進学相談を受けるなど、学習支援のためのボランティアを家庭に派遣する事業	3,632	3,232		子ども家庭課
<b>(6) その他の教育支援</b>						
<b>① 子どもの食事・栄養状態の確保</b>						
	生活保護費(教育扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
	保育所、児童福祉施設への指導・監査	保育所等への指導・監査時に食育について指導する。	-	-		子ども家庭課
<b>② 多様な体験活動の機会の提供</b>						
再掲	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	485,909	501,429		子ども家庭課
再掲	放課後子ども環境整備等事業	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び病児保育施設の実施施設を整備する場合に補助する。	130,000	77,465		子ども家庭課
再掲	放課後子供教室推進事業	子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	28,756	26,486		生涯学習・文化財課
再掲	地域土曜スクールモデル事業	土曜日の子どもたちの活動を充実させるため、地域人材を活用して、多様な学習や体験活動の機会を提供する。	1,212	1,224		生涯学習・文化財課
	児童保護措置費特別指導費加算	児童養護施設においてスポーツ指導者を招き、月に1回程度軟式野球やドッジボールの指導を実施する。	1,865	1,803		子ども家庭課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
-----	------	--------------------	-------------------	-----------	-----

## II 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

#### ① 保護者の自立支援

子育て電話相談等、各種教育相談の実施	教育センターにおいて、相談窓口の周知を図るとともに、相談員のスキル向上に努め、保護者等からの相談に応じる。	660	606		教育委員会総務課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施等、就業支援サービスの提供に努めるとともに、より多くのひとり親家庭の親に事業を利用していただけるよう、ハローワークと連携しながら利用促進に努める。	660	554		子ども家庭課
生活保護費	生活保護法に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者に対し、自らの収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善に向けた意欲を高められるよう支援する。	3,325	3,355		健康福祉総務課
生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	37,500	37,838		健康福祉総務課
被保護者家計改善支援事業	生活保護廃止が見込まれる世帯に対し、就労による自立（保護廃止）後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対し、進学に向けた費用についての相談、助言及び各種奨学金制度の案内等を行う。	-	2,530	令和元年度新規	健康福祉総務課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母及び寡婦が技術習得のための通学や、就職活動等により一時的に生活支援が必要な場合、またはひとり親家庭となったばかりのときに日常生活に支障がある場合に家庭生活支援員を派遣する。	73	231		子ども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親等の自立、就労を支援するため、プログラム策定員が個々の状況やニーズに応じた支援を行う。	400	400		子ども家庭課
香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	410,000	410,000		労働政策課

#### ② 保育等の確保

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
保育所施設型給付費	私立保育所及び認定こども園等において保育を必要とする児童の保育を行う市町に対して児童福祉法に基づき負担金を負担する。	3,110,000	3,418,264		子ども家庭課
保育所緊急整備事業	私立保育所の施設整備費を補助する市町に補助する。	287,299	265,011		子ども家庭課
認定こども園整備事業	幼保連携型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する社会福祉法人等に対し施設整備費を補助する市町に対し、その経費の一部を補助する。	216,560	80,423		子ども家庭課
認可保育施設等移行支援事業	認可外保育施設の認可保育所への移行を促進するため、運営費等を支援する市町に対して、支援を行う。	-	-		子ども家庭課
病児・病後児保育事業(運営費)	病気回復期等にある保育所通所中の児童等を一時的に預かる施設の運営に対して補助する。	77,077	82,347		子ども家庭課
市町子育て支援事業	国の補助事業で、ショートステイ、トワイライトステイ事業、養育支援訪問事業を含んだもの。	5,488	6,771		子ども家庭課
保育士人材バンク事業	専任コーディネーターを配置し、復職に向けた研修会の開催等を通して、保育士の就職を支援する「保育士人材バンク」を設置・運営する。	4,500	4,500		子ども家庭課
保育学生修学支援事業	保育士人材の確保を積極的に推進することにより子育て支援の充実を図るため、県内の指定保育士養成施設に入学した県内在住者(低所得家庭を優先)を対象とし、無利子で修学資金の貸付を行う。	3,825	4,190	H29~H31年度分国の補助金はH28年度に県社協に一括交付しているため、H29以降の当初予算では県費補助金のみ計上	子ども家庭課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する市町に対して補助を行う。	223,200	217,305		子ども家庭課
保育サービス利用者支援事業	待機児童の保護者に対して、一時預かり事業等の利用料の一部を補助することにより、保育所等へ入所できた状態に近づけるとともに、きめ細かい子どもの受け入れ体制を整える。	10,800	1,500		子ども家庭課
<b>③ 保護者の健康確保</b>					
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施している市町に対し、補助を行う。	13,944	12,679		子ども家庭課
女性の健康相談 妊娠・不妊相談	県内の保健所にて、保健師等による思春期から更年期における女性特有の悩み、妊娠・産後のうつや不妊等女性の健康に関する個別相談を実施する。	404	360		子ども家庭課
生活保護費(医療扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する医療扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課

	事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>④ 母子生活支援施設等の活用</b>						
	母子生活支援施設・助産施設措置費負担金	中核市を除く市が、母子生活支援施設等に母子家庭の母等を保護した場合に、その実施に係る費用の4分の1を県が負担する。	2,117	2,336		子ども家庭課
<b>(2) 子どもの生活支援</b>						
<b>① 児童養護施設等の退所児童等の支援</b>						
	児童養護施設退所児童等アフターケア事業	児童養護施設を退所した者や里親等への委託を終了した者が安定した自立生活を送れるよう、施設入所中からの支援、退所後の生活・就労相談、居場所提供等のアフターケアを委託により行う。	3,000	3,000		子ども家庭課
	児童保護措置費(身元保証人確保対策事業)	児童福祉施設等を退所した児童等が就職し、又はアパート等を賃借する際に、児童等が入所していた施設の施設長等がその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助する。	327	298		子ども家庭課
	巣立ちサポート事業	児童福祉施設等入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、企業等へ就職しやすくさせ、自立を支援する。	1,000	1,218		子ども家庭課
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所後すぐに就職した者又は大学等に進学した者に対して、円滑な自立を支援するための資金の貸付を行う。	1,249	1,283		子ども家庭課
	児童保護措置費(処遇改善費)	児童福祉施設等に入所している児童等を対象として月額850円を交付し、入所児童の処遇の向上を図る。(施設によって、誕生日プレゼント費用や児童へのお小遣い、クラブ活動費等に活用されている。)	2,459	2,611		子ども家庭課
	週末ファミリー事業	児童福祉施設に措置されている児童のうち、家庭復帰が困難な者について、週末等に里親等の家庭にて家庭生活を体験させることで、児童の自立支援及び健全育成を目指す。	3,644	2,581		子ども家庭課
	<b>新</b> 社会的養育推進事業	里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、原則22歳の年度末までの間、引き続き施設等に居住させ、必要な生活支援を行う。	-	6,028	令和元年度新規	子ども家庭課
<b>② 食育の推進に関する支援</b>						
再掲	保育所、児童福祉施設への指導・監査	保育所等への指導・監査時に食育について指導する。	-	-		子ども家庭課
<b>③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</b>						
再掲	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	485,909	501,429		子ども家庭課

	事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
再掲	放課後子ども環境整備等事業	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び病児保育施設の実施施設を整備する場合に補助する。	130,000	77,465		子ども家庭課
再掲	放課後子供教室推進事業	子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	28,756	26,486		生涯学習・文化財課
再掲	地域土曜スクールモデル事業	土曜日の子どもたちの活動を充実させるため、地域人材を活用して、多様な学習や体験活動の機会を提供する。	1,212	1,224		生涯学習・文化財課
	一時預かり事業	日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を一時的に預かる。	72,652	76,040		子ども家庭課
	病児・病後児保育利用料無料化事業	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を3歳未満の第2子及び小学校就学前の第3子以降の児童が利用した場合に、その利用料を無料化する市町に補助する。	17,044	17,012		子ども家庭課
	子ども・若者孤立化防止支援事業	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が気軽に集える居場所の提供に新たに取り組む団体に対し補助金を交付し、居場所づくりを推進する。	2,492	3,493		子ども政策課
再掲	保育サービス利用者支援事業	待機児童の保護者に対して、一時預かり事業等の利用料の一部を補助することにより、保育所等へ入所できた状態に近づけるとともに、きめ細かい子どもの受け入れ体制を整える。	10,800	1,500		子ども家庭課

③ 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

① 関係機関の連携

	みんなで子どもを育てる県民運動活性化推進事業	「君が好き!あなたが大事!」を合言葉に地域の大人みんなで積極的に子どもとかかわる県民運動をより活性化させることで、地域ぐるみでの青少年健全育成の機運を高める。ネットワークの強化を図ることを目的に、地域青少年育成団体への助成、広報啓発活動のための講演会、育成支援者対象の研修会を実施する。	1352	834		子ども政策課
新	子どもの未来応援ネットワーク事業	貧困の状況にある子どもへの支援活動と、支援に関心のある個人や企業、団体等を結びつけるマッチングの仕組みづくりを行う。	-	5,033	令和元年度新規	子ども政策課
	地域ネットワーク強化推進事業	子ども・若者が抱える複合的な困難に対応するため、支援機関を構成員とする子ども・若者支援地域協議会を設置するとともに、ガイドブック(改訂版)の作成により支援機関の更なる周知を行う。また、子ども・若者育成支援者の資質向上や県民への意識啓発を図り、地域ネットワークの強化を推進する。	1,857	1,556		子ども政策課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(4) 子どもの就労支援</b>					
<b>① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援</b>					
再掲 児童保護措置費(身元保証人確保対策事業)	児童福祉施設等を退所した児童等が就職し、又はアパート等を賃借する際に、児童等が入所していた施設の施設長等がその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助する。	327	298		子ども家庭課
再掲 巣立ちサポート事業	児童福祉施設等入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、企業等へ就職しやすくさせ、自立を支援する。	1,000	1,218		子ども家庭課
<b>② 親の支援のない子ども等への就労支援</b>					
若者の自立のための就労応援事業	厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート等の若者に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等により就労に向けた支援を行う。	10,936	10,730		労働政策課
<b>③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援</b>					
定時制高校に通学する子どもの就労支援	就職状況が厳しい定時制高校6校(三本松、高松、高松工、高松商、丸亀、多度津)にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援にあたる。	-	-	予算額の算定困難	高校教育課
<b>④ 高校中退者等への就労支援</b>					
再掲 若者の自立のための就労応援事業	厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート等の若者に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等により就労に向けた支援を行う。	10,936	10,730		労働政策課
<b>(5) 支援する人員の確保等</b>					
<b>① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</b>					
専門性強化事業	児童福祉法の改正を受けて、スーパーバイザーや児童福祉司、市町要保護児童対策地域協議会への研修を実施できる者を養成するため、国の実施する研修への職員派遣等の取組みを強化する。また、対応困難な事案への的確・迅速な対応のため、子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターに警察官OBを配置するとともに、一時保護時の学習支援や児童虐待・非行等に関する学校との連携強化を図るため一時保護所に教員OBを配置する。加えて、法的に高度な判断を要する事案への対応のため、非常勤嘱託弁護士を配置する。	9,898	28,965		子ども家庭課
児童虐待防止相談機能強化事業	児童や家庭への適切な対応を行うため、事例検討を行い問題解決を図るとともに、専門相談を実施する。また、関係者の資質向上につながるような研修等を実施する。	1,120	974		子ども家庭課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
児童相談所体制強化インフラ整備事業	児童虐待に関する相談件数の増加及び家庭の養育困難、児童の非行・性格行動等、家庭や児童が抱える問題の複雑化に対応するため、児童相談所システム及びテレビ会議システムを導入し、要保護児童へ迅速かつ適切な支援を実施する。	2,405	2,427		子ども家庭課
児童保護措置費(里親賠償責任保険負担金)	里親への支援の一環として、児童を里親に委託されることに伴い、児童のケガ等により、里親が親権者等の関係者に対し法律上の賠償責任を負うことになった場合に、賠償責任保険で補償することを目的として、賠償責任保険料の支給を行う。	246	234		子ども家庭課
里親機能強化事業	里親登録に必要な研修会を実施するなど家庭的養護の中心を担う里親を育成する。	3,347	3,347		子ども家庭課
未成年後見人支援事業	児童相談所長が選任請求した未成年後見人に報酬等を支援することで、未成年後見人の確保を図り、児童等の日常生活の支援や福祉の向上を資することを目的とする。	1,006	3,017		子ども家庭課
<b>② 相談職員の資質向上</b>					
こころのしごと事業	児童の心の問題に早期に対応するために、研修会等の実施を通して児童相談所と学校や医療現場等の心理職が連携し、スキルアップに努める。	695	625		子ども家庭課
私学特色教育チャレンジ支援事業(教職員研修費補助)	教職員資質の向上を目的とした研修に教職員を派遣し、又は研修を開催する学校に対して補助する。	12,900	13,200		総務学事課
民生委員・児童委員研修等事業	民生委員・児童委員が、生活困窮者を含め地域住民に対する相談援助を始めとした活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるため、「単位民児協会長研修会」、「主任児童委員研修会」、「ブロック別民生委員児童委員研修会」等を実施する。	1,930	1,930		健康福祉総務課
<b>新</b> 保育の質向上事業	従来の保育施設(認可・認可外施設)に加えて、保育の受け皿として整備が進んでいる企業主導型保育事業等の指導監査や研修業務の充実強化を図るとともに、新たに、認定こども園等に対し、幼稚園教諭免許状を持つ職員が保育士資格の取得等に要する経費を補助する。	-	4,764	令和元年度新規	子ども家庭課
放課後児童クラブあんしんにこにこ巡回事業	特別な支援を必要とする子どもへの指導員の対応能力を巡回相談等により向上させ、子どもの健全な育成を図る。	4,500	4,500		子ども家庭課
地域子育て支援人材養成事業	放課後児童クラブで児童を支援する放課後児童支援員等、地域子ども・子育て支援事業を支える人材の養成を図る。	9,104	4,594		子ども家庭課
<b>(6) その他の生活支援</b>					
<b>① 妊娠期からの切れ目のない支援等</b>					
妊娠出産サポート事業	妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安について気軽に相談できる「妊娠出産サポート」を実施する。	4,556	4,430		子ども家庭課

事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>② 住宅支援</b>					
生活保護費(住宅扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住宅扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
生活困窮者住居確保給付金交付事業	離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者で、所得等が一定水準以下のものに対し、有期で住居確保給付金を交付し、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行う。	1,000	1,000		健康福祉総務課
県営住宅管理事業	ひとり親世帯、小さな子どもがいる世帯、多子世帯について、優先的な入居制度を設定。 小さな子どもがいる世帯について、入居時の収入要件の緩和。 ひとり親世帯について、家賃決定に関する所得金額の控除を行うことで、より低廉な家賃を設定する。	-	-		住宅課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。	84,500	104,426		子ども家庭課

### Ⅲ 保護者に対する就労の支援

<b>① 親の就労支援</b>					
生活保護費(生業扶助)	生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
被保護者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な被保護者に対し、就労に向けた準備段階の支援として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	1,924	1,942	生活困窮者就労準備支援事業と一体実施	健康福祉総務課
被保護者就労支援事業	就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施する。	9,295	9,370		健康福祉総務課
生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	37,500	37,838		健康福祉総務課
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。	1,924	1,942	被保護者就労準備支援事業と一体実施	健康福祉総務課

	事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
再編	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施等、就業支援サービスの提供に努めるとともに、より多くのひとり親家庭の親に事業を利用していただけるよう、ハローワークと連携しながら利用促進に努める。	660	554		子ども家庭課
	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等が生活の安定につながる資格や技術の取得を支援し、自立の促進を図る。	26,823	25,821		子ども家庭課
	労働相談事業	労働者と使用者との間のトラブルの迅速な解決に資するため、労働相談窓口を設け、専門の相談員が法律に基づく制度の説明を行うほか、個別の案件に応じて、香川県労働委員会や香川労働局の総合労働相談、労働基準監督署等を案内する。	44	30		労働政策課
	働き方改革推進アドバイザー事業	仕事と生活の調和を図ることができる職場づくりを推進するため、子育て行動計画策定企業認証マークの交付や推進企業の表彰など、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の広報に努めるとともに、推進アドバイザーが企業を訪問し、仕事と子育て等を両立しやすい労働環境の整備に関する相談や助言を行う。	10,580	10,580		労働政策課
	再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施する。	237,103	231,378		労働政策課
	女性・高齢者等就労相談拠点運営事業	「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」を設置し、現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、常設の専用窓口での就職相談や個別セミナーの開催、キャリアカウンセリング、職場実習の実施などによる新規就業支援を行う。	-	13,300	令和元年度新規	労働政策課
② 親の学び直しの支援						
	高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施する。	47,448	45,781		労働政策課
	再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施する。	237,103	231,378		労働政策課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し、就学を容易にし資格取得・自立の促進を図るため、入学・就職の準備金を貸付けを行う。	517	470		子ども家庭課

## IV 経済的支援

① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援						
児童手当給付事業	市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担する。	2,339,653	2,293,204			子ども政策課

	事業名	事業概要	平成30年度当初予算 (千円)	令和元年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ることにより、児童の福祉の増進に寄与するため、当該児童の父または母等に児童扶養手当を支給する。	651,054	850,492		子ども家庭課
再掲	生活保護費	生活保護法に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
再掲	生活福祉資金貸付事業	実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図る。	9,042	8,919		健康福祉総務課
<b>② 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援</b>						
再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。	84,500	104,426		子ども家庭課
<b>③ 養育費の確保に関する支援</b>						
再掲	母子家庭等就業・自立支援センター事業	養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士などによる特別相談を推進する。	660	554		子ども家庭課
<b>④ 医療費の助成など</b>						
再掲	生活保護費(医療扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する医療扶助を実施する。	2,137,033	2,235,492	予算額は総額	健康福祉総務課
	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の健康の保持・増進及びその生活の安定に寄与する。	444,223	462,057		子ども家庭課
	乳幼児医療費支給事業	小学校就学前の乳幼児の医療費の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費支給事業に補助を行う。	836,824	820,419		子ども家庭課
	未熟児養育医療給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、市町が実施する未熟児養育医療給付事業の補助を行う。	14,854	13,430		子ども家庭課
	小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担分の一部を助成する。	115,477	120,393		子ども家庭課

香川県子どもの貧困対策推進計画の施策体系について

資料 2

香川県子どもの貧困対策推進計画（H27.8策定）		子供の貧困対策に関する大綱（H26.8.29閣議決定）		子供の貧困対策に関する有識者会議提言（R元.8）	
第2章 IV 施策体系		第4 指標の改善に向けた当面の重点施策		第2 1 分野ごとの取組の方向性	
I 教育の支援	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	1 教育の支援	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	(1) 教育の支援	幼児教育・保育
	(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上		(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上		スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを始めとした、地域に開かれた学校プラットフォーム
	(3) 就学支援の充実		(3) 就学支援の充実		放課後児童クラブ
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供		(4) 大学等進学に対する教育機会の提供		高校進学後の支援
	(5) 生活困窮世帯等への学習支援		(5) 生活困窮世帯等への学習支援		大学等の進学支援
	(6) その他の教育支援		(6) その他の教育支援		教育費負担の軽減
	—		—		地域における学習支援等
II 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	(2) 生活の安定に資するための支援	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
	(2) 子どもの生活支援		(2) 子どもの生活支援		食の支援及び食育の推進
	(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		子供の居場所づくりに関する支援
	(4) 子どもの就労支援		(4) 子どもの就労支援		子供の就労に関する支援
	(5) 支援する人員の確保等		(5) 支援する人員の確保等		住宅に関する支援
	(6) その他の生活支援		(6) その他の生活支援		児童養護施設退所者等に関する支援
III 保護者に対する就労の支援	—	3 保護者に対する就労の支援	—	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	職業生活の安定と向上のための支援
	—		—		ひとり親の就労支援 ふたり親の就労支援
IV 経済的支援	—	4 経済的支援	—	(4) 経済的支援	子供のいる世帯の経済的支援
	—		—		支援対象世帯の把握
—	—	5 その他	—	—	—

# 子どもの貧困対策に関する指標

資料 3

子供の貧困対策に関する大綱 (H26. 8. 29閣議決定)		(参考) 香川県子どもの貧困対策推進計画
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	○
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	○
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	○
4	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	○
5	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	○
6	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	×
7	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	×
8	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	×
9	スクールソーシャルワーカーの配置人数	○
10	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	○
11	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	○
12	就学援助制度に関する周知状況 (毎年度の進級時、書類を配付している市町村の割合)	○
13	就学援助制度に関する周知状況 (入学時、書類を配付している市町村の割合)	○
14	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子)	×
15	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (有利子)	×
16	生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後)	○
17	生活保護世帯に属する子供の就職率 (高等学校卒業後)	○
18	児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	○
19	児童養護施設の子供の就職率 (高等学校卒業後)	○
20	ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	×
21	ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校卒業後)	×
22	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	○
23	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	○
24	子供の貧困率	×
25	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	×
		①生活保護世帯における子どもの数とその割合
		②児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合
		③就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率

□ : 子供の貧困対策に関する有識者会議において、提言された次期大綱での削除予定の指標

## 子どもの貧困対策に関する指標

(子供の貧困対策に関する有識者会議において、提言された次期大綱への追加予定指標)

1	全世帯の子供の高等学校中退者数
2	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)
3	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)
4	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町の割合)
5	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)
6	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)
7	日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数(学校種別)
8	滞納経験(電気、ガス、水道)(ひとり親世帯)
9	滞納経験(電気、ガス、水道)(子供のいる全世帯)
10	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(ひとり親世帯)
11	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(子供のいる全世帯)
12	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)
13	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(等価世帯所得第1~3十分位)
14	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)
15	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)
16	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)
17	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)
18	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)
19	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)

# (参考) 子供の貧困対策に関する指標案

参考資料1

## 教育の支援

赤字:見直し箇所 網掛け:削除予定の指標

指標	現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生数 分子:高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子:その年の翌年3月までに中退した者の数
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子:大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)、各種学校への進学生数
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:その年度末に中学校を卒業した者の数 分子:その年度の翌年度(5月時点)に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子:大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学生数
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)	81.7% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子:保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子:高等学校、高等専門学校在籍者数
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子:大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
全世帯の子供の高等学校中退率	1.5% (平成24年度調査)	1.3% (平成29年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母:高等学校在籍者数 分子:高等学校中退者数
全世帯の子供の高等学校中退者数	51,781人 (平成24年度調査)	46,802人 (平成29年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人 (平成25年度実績)	2041人 (平成29年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ

# (参考) 子供の貧困対策に関する指標案

## 教育の支援

赤字:見直し箇所 網掛け:削除予定の指標

指標	現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	18.0% (平成24年度実績)	45.2% (平成29年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母:全公立小学校数 分子:補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小学校の数
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	23.8% (平成24年度実績)	53.5% (平成29年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母:全公立中学校数 分子:補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度実績)	66.0% (平成29年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母:全公立小学校数 分子:補助事業を活用したSCが配置された小学校の数
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度実績)	89.6% (平成29年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母:全公立中学校数 分子:補助事業を活用したSCが配置された中学校の数
就学援助制度に関する周知状況 (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.9% (平成25年度)	77.9% (平成29年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数 分子:「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
就学援助制度に関する周知状況 (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	75.4% (平成29年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数 分子:「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	47.5% (平成25年度)	65.6% (平成29年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数 分子:「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	—	47.2% (平成30年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数 分子:「前年度までに実施」と回答した市町村数
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	—	56.8% (平成30年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数 分子:「前年度までに実施」と回答した市町村数
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)	独立行政法人日本学生支援機構調べ (予約採用段階) 分母:基準適格者数 分子:採用候補者数 (在学採用段階) 分母:基準適格者数 分子:採用者数
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)	独立行政法人日本学生支援機構調べ (予約採用段階) 分母:基準適格者数 分子:採用候補者数 (在学採用段階) 分母:基準適格者数 分子:採用者数
日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数(学校種別)	—	—	※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。

# (参考) 子供の貧困対策に関する指標案

## 生活の支援

赤字:見直し箇所 網掛け:削除予定の指標

指標	現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:中学校を卒業又は中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者の数 分子:就職者数
生活保護世帯に属する子供の就職率 (高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等の卒業生数 分子:就職者数
児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	2.1% (平成26年5月1日現在)	2.4% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:その年度末に中学校を卒業した者の数 分子:就職者数
児童養護施設の子供の就職率 (高等学校卒業後)	69.8% (平成26年5月1日現在)	62.5% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子:就職者数
ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0.8% (平成23年度)	1.7% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子:就労者数
ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校卒業後)	33.0% (平成23年度)	24.8% (平成28年度)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子:就労者数
滞納経験(電気、ガス、水道) (ひとり親世帯)	—	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年調査)	生活と支え合いに関する調査(特別集計) 分母:ひとり親世帯数 分子:滞納があったと答えた世帯数
滞納経験(電気、ガス、水道) (子供のいる全世帯)	—	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年調査)	生活と支え合いに関する調査(特別集計) 分母:子供がいる世帯数 分子:滞納があったと答えた世帯数
過去1年の食料困窮経験および衣服 が買えない経験(ひとり親世帯)	—	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年調査)	生活と支え合いに関する調査(特別集計) 分母:ひとり親世帯数 分子:「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
過去1年の食料困窮経験および衣服 が買えない経験(子供のいる全世帯)	—	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年調査)	生活と支え合いに関する調査(特別集計) 分母:子供がいる世帯数 分子:「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数

# (参考) 子供の貧困対策に関する指標案

## 生活の支援

赤字:見直し箇所 網掛け:削除予定の指標

指標	現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	—	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年調査)	生活と支えあいに関する調査(特別集計) 分母:個人票の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属する個人の数 分子:「頼れる人がいない」と回答した個人の数
子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合(等価世帯所得第1~3十分位)	—	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年調査)	注)等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得(世帯人員数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。

## 保護者の就労支援

指標	現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	—	80.8% (平成27年調査)	全国ひとり親世帯等調査 国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	—	88.1% (平成27年調査)	全国ひとり親世帯等調査 国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	—	44.4% (平成27年調査)	国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	—	69.4% (平成27年調査)	国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数

# (参考) 子供の貧困対策に関する指標案

## 経済的支援

赤字:見直し箇所 網掛け:削除予定の指標

指標		現大綱策定時	直近値	出所、算出方法
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	国民生活基礎調査 分母:子供(17歳以下)の数 分子:等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数
	全国消費実態調査	9.9% (平成21年)	7.9% (平成26年)	全国消費実態調査 分母:子供(17歳以下)の数 分子:等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	国民生活基礎調査 分母:子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員数 分子:等価可処分所得が貧困線に満たない子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
	全国消費実態調査	62.0% (平成21年)	47.7% (平成26年)	全国消費実態調査 分母:大人(18歳以上)一人と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数 分子:等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯の世帯員数
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)		37.7% (平成23年11月1日現在)	42.9% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯の親の数 分子:養育費の取決めをしている親の数
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)		17.5% (平成23年11月1日現在)	20.8% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査 分母:父子世帯の親の数 分子:養育費の取決めをしている親の数
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)		77.5% (平成23年11月1日現在)	69.8% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母:母子世帯の子供の数 分子:養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)		92.6% (平成23年11月1日現在)	90.2% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母:父子世帯の子供の数 分子:養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

## 次期香川県子どもの貧困対策推進計画策定スケジュール

時期	内容案
令和元年 8月 28日	子どもの貧困対策検討委員会（第1回） ・指標の状況及び施策の実施状況等について ・次期香川県子どもの貧困対策推進計画について
9月 4日	(内閣府)都道府県・政令指定都市 子供の貧困対策主管課長等会議 ・子供の貧困対策に関する大綱の見直し状況について
10月下旬 ～11月上旬	子どもの貧困対策検討委員会（第2回） ・計画の見直し案について
12月	パブリックコメント開始
令和2年 1月	パブリックコメント終了
1月	子どもの貧困対策検討委員会（第3回） ・計画最終案について ・パブリックコメントの結果について
1月	パブリックコメント公表
3月	次期香川県子どもの貧困対策推進計画の策定

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案概要

## 本法案の提出の背景

- ・ 2013年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定
- ・ 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求める声



より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を！  
子どもの住む地域にかかわらず全国的に！

## 本法案の主な内容

### 1 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
- ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
  - ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
- ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

### 2 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

### 3 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。(都道府県については、既に措置済み)

### 4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

### 5 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

※ 本法公布後3月以内に政令で定める日から施行

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十四条）

第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

三

## 第二章 基本的施策

四

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

五

公表しなければならない。

六

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども、保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子ども、保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

七

八

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(令和元年六月十九日法律第四十一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九

一〇

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)(の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>子どもの現在及び将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>全ての子ども</u>が心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、<u>子ども一人一人</u>が夢や希望を持つことができるようになるため、<u>子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること</u>を目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達</u>の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、<u>子ども</u>が心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2   <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就業の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>子どもの将来</u>がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>貧困の状況にある子ども</u>が健やかに育成される環境を整備するとともに、<u>教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること</u>を目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>〔新設〕</u></p> <p>① <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること</u></p>



生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3| 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4| [略]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

を旨として講ずることにより、推進されなければならない。

[新設]

2| [同上]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項



四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 5 〔略〕

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

〔都道府県計画等〕

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

〔新設〕

3 5 〔略〕

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

〔都道府県子どもの貧困対策計画〕

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〔新設〕

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）



第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)



第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 [略]

2～5 [略]

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 [略]

2～5 [略]

[新設]

今後の子供の貧困対策の在り方について (概要)

1. 基本的な方針

(1) 現大綱に基づく主な取組・進捗等

- ・ 現大綱に基づき、様々な取組が進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価。
- ・ 一方で、現場にはなお支援を必要とする子供やその家族が多く存在。また、地域間の取組の格差が拡大してきたとの指摘もある。
- ・ 子どもの貧困対策推進法の改正も踏まえ、現在から将来にわたる子供の貧困の解消に向け、これまで以上に効果的な取組を進めていく必要。

(2) 新大綱に向けた施策の方向性

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという基本的な方針の下、以下の3つの視点を踏まえて次期大綱に盛り込む事項を検討。

① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援

- ・ 親の妊娠・出産期や子供の乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築
- ・ 子供のライフステージに応じて切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進

② 地方公共団体による取組の充実

- ・ 生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画策定や取組の充実促進
- ・ 特に市町村において、個別の子供の情報を活用した効果的な支援へのつなぎ

③ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援

- ・ 声を上げられない子供たちを早期に発見し手を打つための様々な把握のツールの準備
- ・ 困窮度が高いふたり親世帯等、困窮層は多様であることに留意した支援

(3) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が主体的に支援に参画できる環境の整備が必要。

2. 子供の貧困対策に関する取組の方向性

(1) 教育の支援

- ・ スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域福祉等との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・ 高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にする。
- ・ 子供の選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を確実に実施する。

## (2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。
- ・ 様々な事情を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。
- ・ 児童養護施設を退所した子供等が退学や離職をした場合の相談体制等の整備が必要。

## (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保。
- ・ 家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせる。
- ・ ひとり親に対し、安心して働ける職場環境の整備等の就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援をする。

## (4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当、児童手当等について、対象者の範囲や金額が十分なものであるか、直接給付の有効性等も加味しながら検討する必要があるとの指摘もある。
- ・ ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための支援を行う。
- ・ 家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図る。
- ・ 金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることで効果を高める。

## (5) 子供の貧困に関する指標

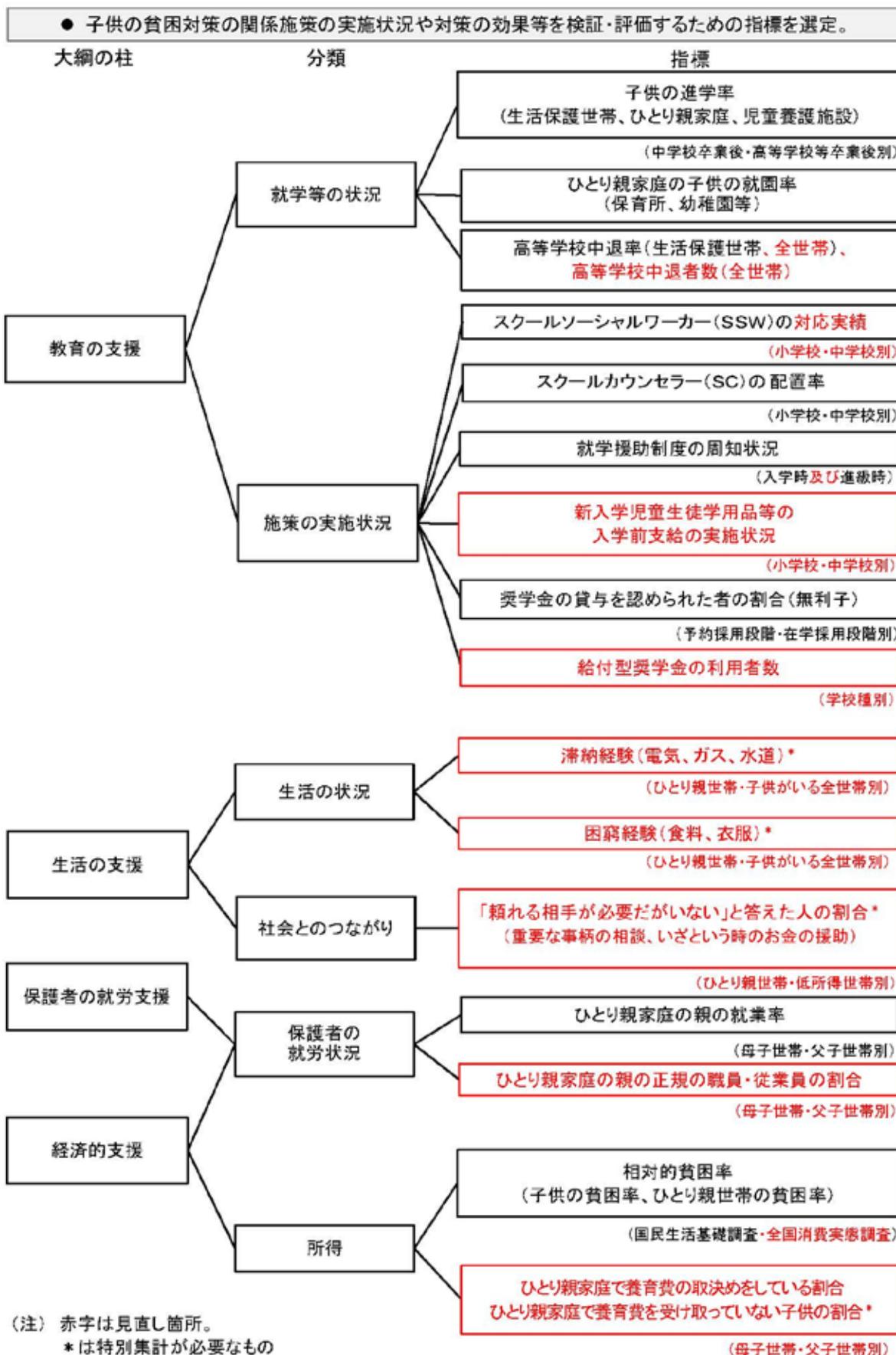
- ・ 別添の指標を設け、子供の貧困に関する改善状況を把握。

## (6) 調査研究、施策の推進体制等

- ・ 地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査を、全国的に実施。
- ・ 特に企業に対し積極的な参画を促し、行政、地域、NPO等の民間団体、企業等国全体で子供を応援する雰囲気を作っていく。
- ・ 子どもの貧困対策会議の下、施策の実施状況等について、定期的に検証・評価を行う。

以 上

子供の貧困に関する指標



# 今後の子供の貧困対策の在り方について

令和元年 8 月

子供の貧困対策に関する有識者会議

# 目 次

第1 子供の貧困対策に関する基本的な方針	
1 子供の貧困対策に関する大綱に基づく主な取組	
(1) 政府における取組	1
(2) 施策の進捗について	1
2 新たな子供の貧困対策に関する大綱に向けた施策の方向性	
(1) 子供の貧困対策に関する基本的な方針	2
(2) 3つの視点について	2
①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援	
②地方公共団体による取組の充実	
③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への支援	
(3) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進	5
第2 子供の貧困対策に関する事項	
1 分野ごとの取組の方向性	
(1) 教育の支援	5
(2) 生活の安定に資するための支援	8
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	10
(4) 経済的支援	11
2 子供の貧困に関する指標	12
3 子供の貧困対策の推進	
(1) 調査研究の推進	12
(2) 施策の推進体制等	13
別添 子供の貧困に関する指標	14
子供の貧困対策に関する有識者会議 構成員	15

# 第1 子供の貧困対策に関する基本的な方針

## 1 子供の貧困対策に関する大綱に基づく主な取組

### (1) 政府における取組

平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が成立し、それを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「現大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要である、との方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

幼児教育・保育の段階的無償化、児童扶養手当の多子加算額の倍増、児童扶養手当の全部支給の所得制限引上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子供たちへの学習支援事業の創設等、教育の機会均等や生活の基盤強化に関する支援が行われてきた。また、子供の未来応援国民運動の推進や地域子供の未来応援交付金の創設等を通じ、地域における教育や福祉の関係者等の連携及びネットワークの形成を促進した。

### (2) 施策の進捗について

現大綱に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援等の各施策が推進されてきたが、中でも幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援新制度等、教育面の支援の進捗は評価できる。

また、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が一部に進んできたこと等についても評価できる。

一方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しい。また、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭より減少率が低い。さらに、各地域で、子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたとの指摘もある。

第198回国会において、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立し、目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等を基本理念に明記したほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の

貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定された。

子供の貧困に係る現状及び今般の法改正の趣旨を踏まえると、子供の貧困対策は、現在から将来にわたる子供の貧困の解消に向け、これまで以上に効果的な推進を図っていく必要がある。

## 2 新たな子供の貧困対策に関する大綱に向けた施策の方向性

### (1) 子供の貧困対策に関する基本的な方針（法改正を踏まえた対応）

改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「改正法」という。）を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要である。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、子供の貧困問題の解決にあたっては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要がある。

### (2) 3つの視点について

これまでの政策の進捗状況及び改正法の趣旨も踏まえつつ、今後の子供の貧困対策を講じるに当たって踏まえるべき3つの視点は以下のとおりである。これらの認識の下、新たな子供の貧困対策に関する大綱（以下「次期大綱」という。）に盛り込む事項について検討していくことが必要である。

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
  - ② 地方公共団体による取組の充実
  - ③ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援
- 
- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
    - ・ 現大綱期間中の支援策は、学齢期以降の子供を中心とした教育面の支援で大きな進捗を見せた。しかし、子供の心身の健全な成長を考えたとき、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。
    - ・ また、乳幼児期から義務教育へ、更には高校教育段階へと、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくべきである。

- さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場面も見られる。高校・大学等を卒業、就職して、社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。
- 子供のライフステージに応じ、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援が提供される仕組みづくりが鍵となる。
- 親の妊娠・出産期から子供が成長し安定した就業を実現するまで、一貫して情報管理をする仕組みは現在なく、地方公共団体の内部部門や学校、関連機関ごとに情報が区々に分かれ、個人情報保護の問題等から共有が進んでこなかった。
- 子供のライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を講じるために必要な情報の共有、連携を進めることが重要であり、そのための人材育成や国からの支援も検討していく必要がある。

## ② 地方公共団体による取組の充実

- 地方公共団体による子供の貧困対策の取組も進んできたが、意欲的に取組を進めている地方公共団体とそれ以外で事業格差が拡大してきているとの指摘もある。生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定や取組の充実を促していくことが必要である。
- 特に、子供一人一人について様々な情報を保有している基礎自治体の役割は重要である。市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていくことが可能になると考えられる。ただしその際、都道府県や関連機関による情報把握のサポートや連携が必要であるとともに、都道府県においては効果的な取組が広域的に展開されるよう市町村をけん引していく役割も期待される。
- 国は、地方公共団体の状況に応じて、財政規模や人員体制の違いを考慮した支援をしていくことも必要である。また、地域の実情に応じて、広域に取り組むほうがより効率的又は効果的な事業は、複数の地方公共団体での共同の取組を可能とする環境整備も必要となる。

- ・ また、引っ越しによって支援のネットワークから漏れる子供が出てこないよう、地方公共団体間における情報交換、共有の仕組みも検討していく必要がある。
- ③ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への支援
- ・ 支援の現場には、衣食住の基礎的なニーズが満たされない生活をしている世帯や、親が働いていても生活が困窮している世帯もある。
  - ・ また、虐待その他の理由により社会的養護を受けるに至った子供たちの中には、生活困窮の家庭に育ち、早い段階での介入・保護がなかったために立ち上がることができない者もあり、施設を出ても自力で安定した生活を営めず、貧困の連鎖を起こすこともある。
  - ・ 周りが、こうした声を上げられない、声を上げづらい子供たちにいかに気付いていけるかという視点が必要であり、早期に発見して、早期に手を打っていくための様々な把握のツールを準備しておくことが必要である。
  - ・ 貧困の状況にある子供やその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。各種支援を実効あるものにするためには、当事者の視点に立ち、①子供や家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる場所を明確化する、②声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といったことも必要である。
  - ・ ひとり親家庭への支援策は昨今充実してきたが、ふたり親世帯においては、困窮度が高くても十分な支援を受けられない場合がある。世帯類型にかかわらず支援を届けていくことが必要である。
  - ・ 親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供もいる。また、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意が必要である。
  - ・ さらに、子供にとっては親の離婚や失業等に伴うストレスは大きく、この時期に不登校になるケースも多いとの指摘もあり、こうした家庭内の状況の変化を地域の中で早期にキャッチできる仕組みも必要である。
  - ・ 支援が必要な人を確実に把握し、支援を届けるためには、例えば、相談支援につながりやすいアウトリーチの充実、ボランティアの活用、メールやチャット等による相談の受付等が考えられる。学齢期の子供で

あれば、全ての子供が通う学校において、家庭状況を始めとした様々な情報把握を行い、必要な支援につなげる必要がある。

- ・ 当事者が周囲から孤立しているために、必要な支援を明確化できないこともある。例えば、保護者自身が生活状態の改善や働き方を考えるためのサポートを受けられること、子供が自身で家庭の経済状況を把握し、どういう支援を受けられるのか考える時間や場所があることも重要である。

### (3) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

- ・ 子供の貧困対策を講ずるに当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が「子供の貧困」に対する理解を深めることが欠かせない。
- ・ 現大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在しており、こうした状況が貧困は恥ずかしいという認識を生む要因であるとの指摘もある。
- ・ まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置づけるとともに、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築し、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参画できるようにしていく必要がある。

## 第2 子供の貧困対策に関する事項

### 1 分野ごとの取組の方向性

#### (1) 教育の支援

##### (幼児教育・保育)

- ・ 年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育環境は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。
- ・ 今般の幼児教育・保育の無償化を着実に実施するとともに、保育士等が長く働き続けられるよう処遇改善を行うなど、質の高い幼児教育・保育が確保できる仕組みを構築していくべきである。

(スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを始めとした、地域に開かれた学校プラットフォーム)

- ・ 小学校・中学校においては、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実し、学校におけるきめ細かな学習指導を行ってきたところである。一方で、貧困の状況にある子供は様々な事情により学習意欲がそがれやすい傾向があるため、子供が学校において、安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの指導の充実等、体制整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置を進めることにより、学校と福祉部門との連携強化を図ってきたところ、SSW の数は、現大綱策定当初より大幅に増加したものの、いまだ人数、配置日数、待遇とも十分とは言い難く、また、その機能や役割が地方公共団体によって異なる状況も見られる。
- ・ このため、SSW が機能する体制づくりを進めることでその位置づけを子供や保護者に分かりやすいものとするとともに、学校を地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとし、SSW、地域において支援に携わっている人材や NPO 等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、学校区域ごとに苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化すべきである。
- ・ 学校プラットフォームがさらに有効に機能するために、乳幼児期において厳しい状況にあった子供の情報が小学校へ確実に引き継がれるとともに、学校内に存在する子供やその家庭の様々な情報を総合的に活用できる仕組み作りが望まれる。

(放課後児童クラブ)

- ・ 放課後児童クラブについては、家庭の経済状況等にかかわらず子供が利用できるよう、引き続き財政支援措置を講じるなど、地域の実情に応じて安定的に運営できる環境を整備していくべきである。

(高校進学後の支援)

- ・ 高校へ進学して以降は、基礎自治体において全ての子供の情報を把握することは困難になるが、義務教育段階の情報が高校教育段階へつながり、継続的な支援が可能になるような体制をつくる必要がある。高校

SSW のような仕組みが整備されれば、情報の切れ目の解消につながることを期待される。

- ・ 高校中退後の進路は安定しないことも多く、高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から極めて重要である。中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うことが必要である。
- ・ 特に、在学中に妊娠・出産した場合に高校を中退する者が依然多い中で、中退せずに学校生活を続けられるよう、サポートをしっかりと行うようにすべきである。
- ・ また、高校を中退した後も子供が復学又は高卒資格を取得したり、安定した就業ができたりするようになるまで、学習相談及び学習支援等による継続的なサポートが可能となるようにする必要がある。
- ・ また、高校生が進路選択をするに当たっては、進学や就職に関して十分な知識を有する相談相手が求められる。それぞれの状況を見ながら、どういう夢をどう叶えていくかについて、寄り添いながら支援をしていくことも重要である。

#### (大学等の進学支援)

- ・ AI 等の進展により、社会で求められる知識や能力が高度化する中で、貧困の状況にある子供とそれ以外の子供との間で大学等進学率の差を縮めることは、将来の就業機会の確保の観点から、目に見えた貧困対策となり得る。
- ・ 令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度により、子供たちの選択肢が増え、進学意欲の向上にもつながってきているが、書類上の煩雑さ等により必要な人が利用できないという結果にならないよう、確実な実施が望まれる。また、令和3年度からの高大接続改革により困窮世帯が進学に不利になることのないよう留意すべきである。

#### (教育費負担の軽減)

- ・ 学校に関する家庭の負担は、困窮世帯にとっては重い。就学援助、給付型奨学金等は、低所得世帯の教育費負担の軽減に直接役立つ支援であり、受給資格がありながら受給していない世帯を可能な限り減らしていく必要がある。

(地域における学習支援等)

- ・ 現大綱策定以降、学校の授業以外の場で学習支援を行う団体が増加し、子供一人一人に寄り添ったきめ細かな支援や、信頼できる大人との出会いの場の形成につながっている点は評価できる。
- ・ また、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業については、いわゆる塾のように勉強を教えるだけでなく、生活全般を支えることが重要という理念が入った点が評価できる。
- ・ こうした学校以外の学習支援は、単なる学力向上だけでなく、様々な事情を抱える子供に信頼できる大人がしっかりと向き合い、学習や将来への意欲を高める機能が重要であり、今後も質量ともに拡充していくことが必要である。
- ・ また、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促すとともに、学校教育やその補完だけでなく、文化・スポーツ・社会体験機会の提供等、幅広い教育機会が無償又は低廉な費用で利用できるようにしていくことが望ましい。

(2) 生活の安定に資するための支援

(親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援)

- ・ 子供の健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかし、特に若年で妊娠した女性や、DV被害を受けた妊産婦等は、安定した居場所を失い、生活上の困難に陥りやすい。そのことが生まれてくる子供の心身の健全な成長にも影響を及ぼす可能性があると考えられる。
- ・ そのため、困難を抱えた女性について、妊娠・出産期から相談に乗り、家庭の状況を総合的に把握し、生活や就労等の各種の支援へつなげていくとともに、困難や悩みを抱える女性を、妊婦健診等を通じて早期の把握に努めることが必要である。
- ・ 生活基盤が不十分なために親が自分で子供を育てられない場合は、社会的養護につなげていくことが必要な場合もあるが、自分で育てたいという意思のある未婚の妊産婦等に対しては、その生活の状況に応じ、母子生活支援施設等も活用して、親が自立できるまで生活全般を支援していくことも必要である。

#### (食の支援及び食育の推進)

- ・ 子供の貧困についての実態調査が進む中、経済的理由で十分な食事が摂れない家庭が一定数あるとの指摘もある。食材や弁当等を家庭に届けたり、居場所等で食事を提供するなど、必要な栄養をしっかりと摂れる食の支援を進めることが重要である。
- ・ また、子供の健やかな発育・発達を支えるとともに望ましい食習慣や生活習慣の形成の観点から、食育の支援は現大綱から引き続き進めていくことが重要である。

#### (子供の居場所づくりに関する支援)

- ・ 現大綱が策定されてから、子供食堂を始めとする子供の居場所づくりの動きが広がり、地域交流の拡大に一定の成果が見られる。
- ・ 居場所づくりの取組は、食事を提供したり、学習支援や遊び場づくりとともに実施したりするなど、多種多様な取組が広がっているが、家庭にも学校にも安心できる場所がないと感じている子供もいることから、親が不在でも子供が参加しやすい活動等、様々な事情を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていくことが重要である。
- ・ また、子供たちが具体的な目標を持つことができるよう、将来の夢や希望を広げる取組と併せて実施することが望ましい。

#### (子供の就労に関する支援)

- ・ 子供の就労に関しては、進路の選択肢の一つとして本人の希望が尊重されるべきものであり、また、進路の選択に当たっては、進学の場合に受けられる支援等についても適切に情報提供をしつつ、本人の意思を十分に確認する必要がある。
- ・ また、本人が就職を希望する場合には、就職をした後、安定して就労を継続し、生活の自立を確立できるようにしていくことが重要であり、就業状況に応じた適切な支援が望まれる。

#### (住宅に関する支援)

- ・ 特にひとり親家庭、児童養護施設を退所した子供や里親委託の解除後の子供たち等にとっては住居が大きな問題であり、公営住宅や居住費に関する支援を行う必要がある。

(児童養護施設退所者等に関する支援)

- ・ 児童養護施設退所者や里親委託の解除後の子供たち等の中には、自立に至るまでに様々な問題を抱えるケースも多く、退学や離職をした場合の相談体制等の整備が必要である。
- ・ また、児童養護施設退所後や里親委託解除後等において、どのように自立した生活を送っているか、自立を阻んでいる状況があるとすればそれは何かを把握し、社会的養護の子供たちが負の世代間連鎖に巻き込まれないようにしていくことが重要である。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(職業生活の安定と向上のための支援)

- ・ 保護者の就労支援に当たっては、世帯の安定的な経済基盤を築くという観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するものとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適正な労働環境の確保が求められる。
- ・ 保護者が社会から孤立して働けずにいることは、子供の進路選択にも影響を与えうるため、保護者自身が自らの暮らしの見通しを立て、その中で自立に向けた働き方について考えられる機会を持てるように支援することも重要である。
- ・ また、家計の安定のためには、単発の就労支援メニューだけでなく、他の様々な支援を組み合わせることが有効なこともあり、支援を十分に知らない保護者に対しては、支援情報のギャップを丁寧に埋め合わせていくことも重要である。
- ・ 就労支援の実施状況等に関しては、必ずしも基礎自治体で個別の情報を把握できないため、市町村においては、必要に応じて関係機関との連携を図りつつ、家庭の経済基盤の安定状況を確認していくことが望まれる。

(ひとり親の就労支援)

- ・ ひとり親は、就業率が八割を超えているにもかかわらず貧困率が依然として高い。子供の養育責任が母親に集中していることがひとり親世帯の貧困を招いていることにも留意し、企業における柔軟な労働時間や休暇制度、在宅就業、職場における男女平等の推進やハラスメント対策の充実等、安心して働ける職場環境の整備等を進めていくことが必要である。

- ・ひとり親が就業できる仕事の範囲を広げていくため、託児サービス付きの訓練機会の提供や、ひとり親の採用に関し企業にインセンティブを与える制度について、引き続き実施していくことが望ましい。

#### (ふたり親の就労支援)

- ・ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯については、ひとり親家庭と同様に就労支援をしていく必要がある。低所得世帯の専業主婦で、仕事と家庭の両立に不安を持っている場合や、両親とも働いているが正規雇用労働者になれないでいる場合等は、就労支援を通じて家庭の経済状態が改善することが期待される。
- ・また、これまで専業主婦であった人等も含めた訓練機会の提供や、すぐに本格就労が難しい場合の中間就労支援等、親の状況にあったきめ細かい支援をしていくことが必要である。

### (4) 経済的支援

#### (子供のいる世帯の経済的支援)

- ・親の就労状況や健康状態にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、経済的支援は一定の効果を持つものとして重要である。特に現大綱策定後に実現した児童扶養手当の拡充は、ひとり親家庭の生活安定のために大きな前進となったことは評価できる。
- ・また、一方で、金銭的な給付と負担のみで見た場合には、特に乳幼児期の子供を持つ世帯への所得再分配がまだ少ないとの指摘があることや、自治体の実態調査等を見ると、世帯の経済状況が子供の生活に影響を与えているとの指摘があることにも留意が必要である。
- ・引き続き、児童扶養手当、児童手当等について、対象者の範囲や金額が十分なものであるか、直接給付の有効性等も加味しながら検討する必要があるとの指摘もある。
- ・ひとり親家庭については、養育費の支払いが適切に行われることが生活の安定に重要であることから、養育費の安定的な確保のための支援を行うことが必要である。
- ・また、特に教育費負担を重いと感じている家庭がまだ多いことから、家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることが重要である。あわせて、学校及び地方公共団体は、学校生活に係る保護者の経済的負

担が過重なものとならないよう留意し、できる限り安価で良質な学用品等を購入できるようにするなどの工夫が求められる。

- ・ そのほか、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるという視点が重要である。

#### (支援対象世帯の把握)

- ・ 家庭の経済的困窮については、対象者を明確にできるかが課題である。生活保護世帯やひとり親については把握しやすいが、それ以外で個別の事情により生活困窮に陥っているケースでは、そもそも把握が難しく、様々な支援の手立てがあってもつながっていないこともある。
- ・ このため、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

### 2 子供の貧困に関する指標

- ・ 上記に示された方向性を踏まえつつ、次期大綱においては、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添の指標を設け、子供の貧困に関する改善状況を把握する必要がある。
- ・ また、別添の指標以外にも、乳幼児期の子供の状況や親の健康状態等、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、既存統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていくべきである。

### 3 子供の貧困対策の推進

#### (1) 調査研究の推進

- ・ 改正法を踏まえ、子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施していく必要がある。
- ・ 子供の貧困に関する指標に関する調査及び研究においては、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて子供の貧困の実態が明らかになるような調査を行うとともに、政策のプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含めて取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れることが重要である。

- ・ また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査については、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化する等により比較可能なものとするとともに、全国的に実施されるようにする必要がある。

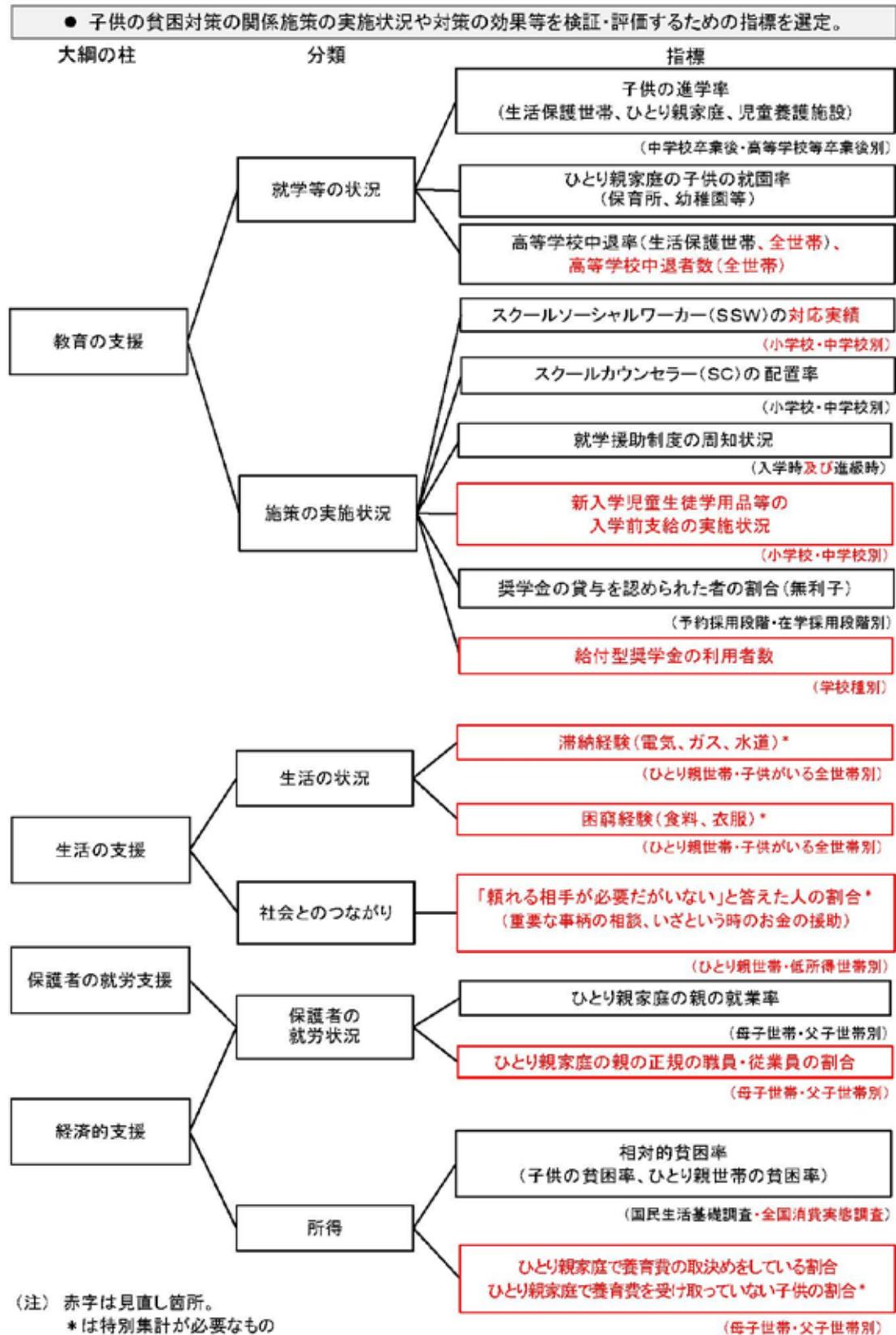
## (2) 施策の推進体制等

- ・ 次期大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、政府が一体となって対策に取り組む必要がある。
- ・ 子供の貧困対策が虐待予防に資するという指摘もあり、児童虐待対策分野との連携にも留意する必要がある。
- ・ また、改正法において市町村に対し、子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、市町村において子供の貧困対策を考えるきっかけとなるよう、計画策定を働きかけるとともに、都道府県と市町村が連携して、人材育成や体制整備、地域の実情に即した効果的な施策の実施に取り組めるよう支援する必要がある。
- ・ 子供の貧困対策に関する取組の推進に当たっては、行政、地域、NPO等の民間団体、企業が入るようなコンソーシアムを組んで進めていくことが望ましい。特に、企業にはもっと積極的な参画を促し、国全体で子供を応援するという雰囲気を作っていく必要がある。
- ・ 学習支援、生活支援等を行う NPO 等の民間団体についても、人材育成や待遇改善等、子供たちに寄り添い続けられる仕組みを構築していく必要がある。また、ボランティア等の人材育成ノウハウの共有等を検討する必要がある。
- ・ 次期大綱に基づく施策の実施状況等については、子どもの貧困対策会議の下にある子供の貧困対策に関する有識者会議において、当事者や支援者等関係者の意見を聞きつつ定期的に検証・評価を行い、子供の貧困対策の更なる効果的な推進につなげていくことが必要である。

以 上

(別添)

## 子供の貧困に関する指標



## 子供の貧困対策に関する有識者会議 構成員

令和元年 7 月 29 日現在  
(50 音順、敬称略)

海野 恵美子	全国母子寡婦福祉団体協議会理事長
金子 孝之	福岡市こども未来局こども部長
工藤 長彦	あしなが育英会理事・事務局長
国井 淳一	矢吹町教育委員会子育て支援課長
○ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
末 富 芳	日本大学文理学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
伊達 直利	全国児童養護施設協議会制度政策部長
松村 淳子	京都府健康福祉部長
水橋 誉	大学生（あしなが育英会奨学生）
◎ 宮本 みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授
山野 則子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
渡辺 由美子	キッズドア理事長

(◎印：座長、○印：座長代理)

### その他次期大綱に向けた議論に参画した構成員

～平成 31 年 1 月 21 日	栞原元芳	大学生（あしなが育英会奨学生）
～平成 31 年 4 月 17 日	山野辺幸徳	福島県矢吹町教育委員会子育て支援課長
～令和元年 6 月 9 日	武藤素明	全国児童養護施設協議会副会長